

平成 19 年 5 月 21 日

金融庁総務企画局市場課

金融商品取引法令準備室 御中

全国銀行協会

金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等に対する意見の提出について

平成 19 年 4 月 13 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後につきましては、今回のパブリックコメントの状況や実務の準備状況等をご勘案いただき、その円滑な施行について重ねてご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融商品取引法政令案・内閣府令案等に対する要望事項

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
1	金融商品取引法施行令第1条の3の2	政令案1条の3の2に定められる学校法人宛貸付けに、金融機関等がシンジケーション方式で行う貸付けは含めないこととしていただきたい。	学校法人宛のシンジケートローンは、利率・弁済期などが同一で、複数の貸出人が行うため、外見的には政令第1条の3の2に定める貸付けに近いが、その実質はいわゆる「学校債」とは相当に異なる。資金の出し手の大宗は融資を業とする金融機関で、条件や開示内容について個々に交渉を行うことも可能であり、平成17年12月22日付金融審議会第一部会報告にて規制対象とされなかった通常のシンジケートローンと変わりはない。
2	金融商品取引法施行令第1条第2号、第1条の3の2、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第4条、第8条	金商法施行前に「文部科学省課長通知(平成13年6月8日付 13高私行4号)にもとづき発行された「学校債」(借入金の性格を有し、かつ証券または証書が民法上の証拠証券であるもの)は、金融商品取引法上の有価証券の対象外としていただきたい。	従前、「学校債」のストラクチャリングを行うにあたり、同課長通知にある「借入金の性格を有するものである旨を明示する」のみでなく、「学校債券(借入証書)は証券取引法二条に定める有価証券ではなく、民法上の証拠証券にすぎない」旨をその募集要項において明確に定めているものがある。このような定めのある学校債について、(みなし)有価証券に該当することとされると、要項の内容との間に矛盾を生じ、混乱を引き起こすこととなるため、金商法施行前に発行された学校債については適用除外としていただきたい。
3	金融商品取引法施行令第1条の3の2	「みなし有価証券」を定義するにあたっては、学校会計上の決算科目による仕分けを考慮し、純然たる借入金とは明確に除外していただきたい。即ち学校会計上の「学校債」に該当するものを前提として限定運用することが望ましく、それ以外の決算科目である「借入金」まで含めた全ての資金調達手段を対象とすると、いたずらに対象範囲が拡大されてしまうことになりかねない。	学校会計基準上の決算科目は「学校債」と「借入金」を区別しているが、複数の貸付人が行うシンジケートローンや、時期を同じくして実行される協調融資など、「みなし有価証券」の規定に合致する可能性がある。但し、これらはあくまで「借入金」であり、仮に他者に譲渡することがあっても不良債権化後の極めて限定的な債権譲渡(流動化)と考えられる。即ち、有価証券的な流通や、投資を前提とした擬似債券としての「学校債」とは全く別のものであると考える。
4	金融商品取引法施行令第1条の8の3	「金融商品取引業から除かれるもの」として、法第2条第8項第17条(口座振替業務)に掲げる行為について、海外金融機関で、且つ、SWIFT加盟社である者が行う場合を政令指定していただきたい。	次の理由から、左記のケースを政令指定しても、顧客保護上、特に支障は生じ得ないと考えるため。 米国等で銀行免許を持つ金融機関でもパートナーシップである場合もあり、プロの業者であっても国内基準では必ずしもプロの条件に合致しないケースも想定できること。 SWIFTは、インターバンク間や業者間での取引に利用されるネットワークであり、本人確認法等でも指定されている基準でもあること。

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
5	金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号ロ、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条第9号	金融商品取引業者から除かれるものの範囲として、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が内閣府令で定める金額以上であると見込まれる株式会社」、特定投資家の範囲として、「取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が5億円以上であると見込まれる株式会社」としていただきたい。 あるいは、顧客からの聴取ベースによる確認でも可である旨を明確化していただきたい。	資本金を正確且つタイムリーに確認するためには、商業登記簿謄本の徴求が必要となるが、顧客に都度謄本の提出を求めることは実務上困難であり、顧客にとっても負担が大きいこと。 例えば、以下のようなケースでは把握困難であること。 (例) 資本金4.5億円の株式会社が1億円増資していた場合 特定投資家に移行可能な個人についても同様の書き振りとなっており、左記程度の修正であれば、顧客保護に支障も生じないと考えられること。
6	金融商品取引法施行令第15条の16	親法人等及び子法人等の範囲からそれぞれ、「その親会社等の関連会社等」(同条第1項第3号)、「その関連会社等」(同条第2項第2号)を削除していただきたい。	関連会社等を範囲に含めた場合、例えば下記のようなケースで齟齬が生じること。 (例1) B社がA社の関連会社等で、且つ、両社がともに業者である場合、A社にとってB社は子法人等となるが、B社にとってA社は親法人等にならない。 (例2) B社がA社の親会社等の関連会社等で、且つ、両社がともに業者である場合、A社にとってB社は親法人等となるが、B社にとってA社は子法人等にならない。 関連会社等であれば、業者の影響力は必ずしも大きくない(弊害は生じにくい)こと。
7	金融商品取引法施行令附則第19条第2項 金融商品取引業等に関する内閣府令附則第4条	既に登録金融機関である場合には、登録番号は法施行前と同じにいただきたい。異なる登録番号が付与される場合には、3ヶ月間の経過措置が最大限活かせるよう施行前乃至施行後速やかに通知していただきたい。	契約締結時交付書面等への登録番号の記載についての経過措置が施行後3ヶ月しかなく、混乱を避けるため。

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
8	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条	適格機関投資家として、「適格機関投資家の子会社、又は適格機関投資家により設立もしくは管理されている特別目的会社(資産の流動化に関する法律に定義される法人)及び外国法人で特定目的会社と同等な法人」を定めるか、または指定してほしい。	インターバンク市場で実質的にプロとして業務を担っている法人に、外資系証券会社の子会社、SPC、LLC等もあるが、適格機関投資家と同等のこうした法人が一般投資家となることは、市場の実情から見て不適当と考えられる。また、債権流動化においては特別目的会社がアセットの譲受人として信託受益権を購入するケースが存在するが、当該特別目的会社を一般投資家とした場合、債権流動化ビジネスの大きな弊害となりうる上、特別目的会社自体は導管体に過ぎない。
9	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第15条	外国政府および中央銀行について、特定投資家として取り扱うのか、あるいは金融商品取引業から除かれるものとして取り扱うのか。いずれでもない場合には、「専門的知識及び経験を有すると認められる者」に含めていただきたい。	定義府令第23条第7号では、特定投資家の範囲として、「外国政府、外国の中央銀行、日本国が加盟している国際機関その他外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者」とされている。一方で政令第1条の8の3では、外国政府および中央銀行は金融商品取引業から除かれるとされている。
10	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第15条第1項	店頭デリバティブ取引に係る業規制の対象外となる「専門的知識及び経験を有すると認められる者」として、「適格機関投資家の子会社、又は適格機関投資家により設立もしくは管理されている特別目的会社(資産の流動化に関する法律に定義される法人)及び外国法人で特定目的会社と同等な法人」を定めるか又は指定してほしい。	インターバンク市場で実質的にプロとして業務を担っている法人には、外資系証券会社の子会社、SPC、LLC等もあるが、必ずしも資本金10億円以上の法人とは限らず、適格機関投資家と同等のこうした特定の法人が一般の投資家となることは不適当と考えられる。また債権流動化においてはアセットの譲受人たる特別目的会社との間で店頭デリバティブ取引を行うケースが存在するが、特別目的会社自体は導管体に過ぎないため。
11	金融商品取引業等に関する内閣府令第59条第2項第3号	5年間の消去不可期間を適用除外できる場合に、インターネットバンキングにおける表示画面(契約締結前・契約締結時交付書面の記載事項を具備)をプリントアウト可能にし、且つ画面上で「当該閲覧ファイルをプリントアウトするよう」促す仕様にする前提で、「(第59条第1項第1号二)閲覧ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法」を追加していただきたい。	インターネットバンキングにおいて、閲覧ファイル(契約締結前・契約締結時交付書面)をプリントアウト用に画面表示し、且つ必ずプリントアウトする仕様(プリントアウトせずにログアウトした場合、次回ログイン時に再度プリントアウトを促す)にすることで、5年間保存不要とされている同項1号のイ・ロと同等の効力を備えると考えられるため。
12	金融商品取引業等に関する内閣府令第76条	政令第16条第4号及び第5号(顧客の判断に重要な影響を及ぼすもの)に掲げる事項は、「それ以外の事項」の文字又は数字のうち最大のものと著しく異なる大きさで表示するとあるが、「それ以外の事項」に表題部や見出しや図表における文字(通常16～18ポイント相当)は含まれないようにしていただきたい。	パンフレットなどは、顧客が一見して何のパンフかわかりやすいように、表題は一番大きな字としている。その文字と、左記の事項の大きさをあわせると、極めて歪なものとなる。少なくとも、商品性やメリットの記載内容のうち最も大きなものと異なる大きさとしてほしい。

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
13	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条	企業内容等の開示が適用除外となっているもの(国債等)については、目論見書が作成されないため、書面の交付を免除していただきたい。	取扱業者により「国債」の交付書面の記載内容が異なることによる、投資家への混乱を回避するため。 開示が適用除外となっているということは、開示しなくとも投資家保護に欠けること些少であるとの判断があるものと考え。開示不要にしているものについては、書面交付不要とし、平仄をとることが望ましい。
14	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条	目論見書(契約前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る)を交付している場合には契約締結前交付書面の交付を要しないとされているが、契約前交付書面の記載事項に「当該金融商品取引業者等の概要」があるため、目論見書で契約前交付書面を代替するには、当該目論見書に目論見書を使用するすべての金融商品取引業者等の概要を記載する必要がある。よって、目論見書を手交することで契約前書面の交付を要しない取引については、金融商品取引業者等の概要等販売会社固有の事項は除いてほしい。	投資信託の目論見書は、委託会社が作成し全販売会社が使用するため、目論見書上に全販売会社の概要等を記載するのは不可能。仮に金融商品取引業者の概要等販売会社固有の事項を別紙で作成した場合でも、目論見書に差し込む対応負荷は甚大であり、且つ、差し込み忘れるリスクもあることから実務上の問題が大きい。
15	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条	「一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等が金商法第37条の3第1項の規定により顧客に対し契約締結前書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が契約締結前交付書面を交付したとき」には、契約締結前交付書面の交付を要しないこととしていただきたい。	投資者保護の観点から交付を要しないと思料されるため。
16	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条	顧客によっては、ダイレクトデール先等デリバティブ全般についてプロと見なせるわけではないが一部の商品については精通しているケースがある。従って、契約締結前書面の交付を要しないとして顧客の同意を得たうえで、銀行としても顧客の知識、経験、財産の状況に照らして書面不交付に問題がないと判断される場合においては、アマについても書面交付を要しないようにして頂きたい。	左記のようなケースにおいて、契約締結前書面の交付を省略したとしても、投資者の保護に支障を生ずることがないと考えられるため。仮に契約締結前書面の交付を要することとなった場合、ダイレクトデール先が求める迅速、かつ機動的な対応が困難となる懸念もあり、実務への影響大。
17	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条 銀行法施行規則第14条の11の24	契約締結前交付書面の交付を要しない場合について、書面(情報通信の技術を利用して提供する場合を含む)に限らず、顧客からの同意があれば、画面での表示や電話音声等で同書面の記載事項を説明することにより、交付したとみなす取扱いを認めていただきたい。	例えば、外貨預金については、その商品特性からも市場動向に応じた取引を行いたいという顧客が多く、電話・モバイルでの利用者も多数存在するが、即時の取引ができなくなることに伴い、顧客が希望する条件での取引ができないケースが生じ、顧客利便性が低下すること。 画面での表示や電話音声等で代替することについて顧客から同意が得られれば、必ずしも顧客保護に欠けるとは言えないこと。

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
18	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第3項	「店頭金融先物取引に係るものを除く」となっているが、登録金融機関における「元本を上回る損失のおそれがない取引」は除かないでいただきたい。	通貨オプション取引等、登録金融機関における店頭金融先物について他のデリバティブ取引と異なる扱いをする理由がないため。
19	金融商品取引業等に関する内閣府令第83条	府令第77条第3項の準用については、6ヶ月(定例開示)程度の経過措置を設けていただきたい。	ファンドオブファンズの投資信託における当該投資信託が買い付ける投資信託に係る手数料等についても記載が求められているが、当該記載については、目論見書上の手当てが必要になることから、開示省令(外国投資信託においては発行国における諸届等)等に従った手続きが必要となり、時間が要するものと考えられるため。
20	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第12号	第12号の「当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無(加入し、又は対象事業者となっている場合にあつては、その名称)」とは、当該商品に係る協会が団体かを明確に示していただきたい。例えば投資信託であれば、「日本証券業協会」のみの表示でよいのかを明確にいただきたい。	複数の取引業協会に加入している場合の記載などが不明確なため。
21	金融商品取引業等に関する内閣府令第86条第2項他	信託契約代理店が受託者を信託受益権の発行者とする信託契約の媒介を行う場合の契約締結前・契約締結時の書面交付義務は一定の要件のもとに免除してほしい。	登録金融機関が特定信託契約締結の媒介を行うケースにおける契約締結前・契約締結時の書面交付義務について、受託者と媒介を行う登録金融機関との間での一定の取決め(受託者が契約締結前・契約締結時の書面交付を行うことを明記する場合など)がある場合には、顧客保護の観点からの問題は生じないと考えられるため、登録金融機関(旧信託契約代理店)側での書面交付義務を免除してほしい(信託業法上も、信託契約代理店に書面交付義務を課していない)。

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
22	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第3号イ	<p>本項目については削除(少なくとも、店頭デリバティブ取引について、金融商品取引契約成立の都度、顧客の請求に基づき取引残高報告書を交付することは適用を除外)していただきたい(私募の取扱いの場合は、項番23に別記)。</p> <p>削除できない場合には、契約締結時交付書面における記載が取引残高報告書の記載を全て充足している場合には、当該契約成立時に取引残高報告書を別途交付することは不要(契約締結時交付書面と取引残高報告書の兼用は可)としていただきたい。</p> <p>なお、府令案どおりの対応が必要となった場合には、相応の経過措置(猶予期間)をいただきたい。</p>	<p>契約締結の都度、契約締結時交付書面を交付することになっており、本項目を削除しても顧客利便性にとって特に支障はないと考えられること。</p> <p>(店頭デリバティブ取引は長期取引が主体であり、保存するデータ量は膨大となる。顧客の求めに応じて都度交付するためには、当該書類を日次で作成する機能が必要となるが、システム開発負荷が極めて大きい。)</p> <p>顧客の請求の有無によって対応が分かれるのは実務的な負荷が大きいこと。</p> <p>契約締結時に契約締結時交付書面と取引残高報告書を別途交付するのは負担も大きく、非効率であること(目論見書を交付する場合、契約締結前交付書面の交付を不要としていることと平仄が合わない)。</p>
23	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第3号、第101条、第115条	<p>私募の取扱いにおいて、取引口座(保護預り口座、振替口座等)の開設を伴わない場合には、以下のとおり手当てをしていただきたい。</p> <p>顧客からの請求の有無にかかわらず、当該金融商品取引契約の成立又は受渡しの時に取引残高報告書を交付することとする。(第100条第1項第3号イ関係)</p> <p>上記の取引残高報告書を第101条第1項の契約締結時交付書面と位置づける。</p> <p>取引残高報告書の定期交付(第100条第1項第3号ロ)の対象外とする。</p>	<p>私募の取扱者は顧客(投資者)に対する取得勧誘は行うものの、必ずしも当該顧客の口座の開設を受けて継続的に取引を行うものではない。むしろ、取得勧誘による契約の成立と受渡しの完了をもって当該顧客との接点はなくなる(一度限りの取引である)ことの方が多い。</p> <p>よって、取引残高報告書については契約成立時または受渡時に一度限り交付すれば足りることとしていただきたい。</p> <p>(現行法令(金融機関の証券業務に関する内閣府令別表十六の記載要領の三)におけるのと同様の取扱い。)</p>
24	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第3号ロ	<p>店頭デリバティブ取引について括弧書き記載箇所については「残高がある顧客に限る」とし、「(直近に取引残高報告書を作成した日から1年間当該金融商品取引が成立しておらず、又は当該受渡を行っていない場合には、当該日から1年を経過する日ごと)の交付ルールについて、「(直近に取引残高報告書を作成した日から当該金融商品取引が成立しておらず、又は…、当該日から1年を経過する日ごととすることも可)」としていただきたい。</p> <p>(私募の取扱いの場合は、項番23に別記)</p>	<p>店頭デリバティブ取引では有価証券取引のような「口座開設」という概念がない。口座が開設されていないのに取引残高報告書を交付するということは、当該取引先が存続する限り永遠に交付し続けることになる。明細がなく、受渡の実績もない取引先に、取引残高報告書を交付し続ける必要性はないと考えられるため。</p> <p>1年交付については、顧客の側でも四半期末毎に評価損益を通知されることは意味のあることであり、銀行としては残高がある顧客について、直近作成日以降の取引の有無で区分管理する場合には新たなシステム開発が必要であることから、四半期毎で交付することも認めたい。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
25	金融商品取引業等に関する内閣府令第124条第1項第5号	「債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し」としていただきたい。さもなくば、債務不履行など顧客の責めに帰すべき事由により、金融機関がその債務の履行を拒否する場合には、当然に禁止行為に該当しないことを明確化していただきたい。	同時履行の抗弁権または不安の抗弁に基づく履行拒絶が、法令違反とならないことを確認するもの。
26	金融商品取引業等に関する内閣府令第124条第1項第15号	本規制の適用対象を「第一種金融商品取引業者」に限定していただきたい。さもなくば、政策投資（発行会社との取引関係に基づいて行う株券等の投資）による株券等の売買及びクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）取引（CDSの締結等）については、本号の適用除外として頂きたい。また、社債の自己売買業務についても、本号の適用除外としていただきたい。	<p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令と異なり、金融機関の証券業務に関する内閣府令では、登録金融機関については、法人関係情報に基づく自己売買は禁止されておらず、登録金融機関が行う政策投資や、CDSについても本規制を適用する理由が不明確であること。</p> <p>（政策投資） 政策投資の場合、発行会社との取引関係に基づいて売買が行われるため、いわゆるチャイニーズウォール（情報隔壁）を設けて売買を行うことは不可能である（例えば、社内のある部署で法人関係情報を入手した場合には、政策投資による株券の売買をストップせざるを得なくなる）こと。 純投資と異なり、政策投資の場合には、取引関係に基づく保有を前提としており、政策投資を適用除外としても弊害は生じにくい。</p> <p>（CDS） 銀行では、与信上限基準を超過した先について、集中リスク削減とリスク分散を図る目的でCDS取引を行うため、CDS取引を行うにあたっては、融資部署との情報授受などが不可欠。従って、チャイニーズウォールを設けて、かかる情報授受なしにリスクマネジメントを目的とするCDS取引を行うことは不可能であること。 その場合、例えば、融資部署で法人関係情報を入手した場合には、CDS取引をストップせざるを得なくなり、信用リスク管理に支障を生じること。</p> <p>（社債） 社債の自己売買業務については、現行法と同様、インサイダー取引規制として倒産情報を有する場合の取引は規制されており、現状でも、実務的に問題は生じておらず、法人関係情報まで著しく拡大する場合には、投資家保護の趣旨を超えて取引をいわずに縮小させる可能性が高いため。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
27	金融商品取引業等に関する内閣府令第124条第1項第27号	<p>本号については、不招請勧誘の禁止の例外(同府令第123条)と同様の例外規定を設けて頂きたい。例外規定を設けることができなければ、顧客の範囲を個人(特定投資家である個人を除く)に限定して頂きたい。</p>	<p>個人と異なり、法人については、「顧客に迷惑を覚えさせるような時間」の内容が不明確であること。</p> <p>本規制は、特に外国為替証拠金取引あるいは商品ファンドに関して、経験等に乏しい個人投資家を保護することが主たる目的であると考えられ、法人顧客、あるいは、特定投資家である個人についてまで本規制を適用する必然性に乏しい。</p>
28	金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第4号	<p>本号において審査の対象となる有価証券については、日本証券業協会が定める公正慣習規則第14号を踏まえて、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券・・・(以下「株券等」)に限定すべきであると考え、</p> <p>なお、仮に、上記のように限定しない場合、地方債や政府保証債、短期社債、信託受益権の元引受における「適切な審査」として求められる基準を明らかにしていただきたい。</p> <p>また、地方債や政府保証債、短期社債、信託受益権の有価証券に限定した元引受を行う登録金融機関においても、引受部門と組織分離した引受審査部門を整備する等の体制整備が求められるかどうかについても明らかにしていただきたい。</p>	<p>現在、有価証券の引受審査の主要な規制である「日本証券業協会が定める公正慣習規則第14号」の対象は株券等のみであり、また、本年2月の証券取引等監視委員会の建議においても株券等について証券会社に引受審査の適切な措置を求めているものである。このように、地方債や政府保証債、短期社債、信託受益権については、引受審査について何らかの措置を講ずるべき事情はないものと思われるため。</p> <p>なお、地方債や政府保証債、私募形式により発行される短期社債、信託受益権については、証券取引法上のディスクロージャー規制の適用免除証券であり、金融商品取引法でも同様の取扱いとされている。従って、当該有価証券については、有価証券届出書等の虚偽記載に係る金融商品取引法第17条および第21条の対象ともなっていない。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
29	金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第6号	<p>「顧客の注文の内容を確認せずに頻繁に顧客の計算において売買を実施(第130条第1号)」や「投資者の計算において行う取引であることを知りながら、投資者の意思を確認しない(同条第2号)」という状況と異なり、本号の情報の漏えい、滅失又はき損は、ヒューマンエラーに起因するものである。第1号や第2号のような第130条の他の条文と本号が同列で並んでいることは条文のレベル感に差があるので、削除いただくか、あるいは「必要な措置を全く講じておらず、極めて不適切な状況」など修正いただき、該当するケースをガイドライン等でお示しいただきたい。</p>	<p>委託自体が実施できなくなる可能性がある。</p>
30	金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第7号	<p>「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報」という表現は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条 機微(センシティブ)情報について」における機微(センシティブ)情報の定義(「政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報」と微妙に表現が異なる。個人情報の中でも特別に厳格に取り扱うべき情報として慎重に検討され、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」限定列举された経緯を踏まえ、同ガイドライン第6条と同じ表現に本条文を修正いただきたい。</p>	<p>「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の精神・趣旨に基づき、個人情報の中でも特別の配慮・安全管理措置を要するセンシティブ情報と、その他の個人情報の中で、取扱いの違いを明確に区別し、実効性のある規定にするように、法令間の整合性を取る必要があるため。 「その他業務上知り得た公表されていない特別の情報」という表現は曖昧である。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
31	金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第11号	本号の「顧客」は「個人である顧客」としていただきたい。	<p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-1-2(4) には「個人である顧客に対して説明を行っていない状況」との記載がある。また、同イには「当該債券」とは、個人向け社債等(日本証券業協会理事会決議「個人向け社債等の店頭気配情報の発表等において」に定義する「個人向け社債等」をいう。以下同じ。)に該当する債券をいうこと。」と記載されている。以上より、同監督指針においては、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第11号については、個人向け社債等の公募発行の際における個人である顧客に対する説明義務を実質化するための規定と位置付けるものと理解することができる。</p> <p>また、現行の証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第9号及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第8号では「個人である顧客」と規定されていることから、本号においては「個人である顧客」と明確化すべきものと考えられる。</p>
32	金融商品取引業等に関する内閣府令第156条第1号及び第2号、第157条第1号及び第2号	<p>第157条第2号の規定については、削除願いたい。削除できない場合には、「非公開情報」の範囲を明確化したうえで、以下のように修正していただきたい。</p> <p>「登録金融機関業務に関して、登録金融機関その他業務を通じて得られた非公開情報(有価証券の発行者に関するものに限る。)に基づいて、顧客の利益を図ることを目的とした金融商品取引行為(有価証券の売買その他の取引に限る。)を行うこと」</p> <p>また、他の各号の禁止対象とする行為については、「金融商品取引行為」全般ではなく、有価証券の売買その他の取引(及び投資運用業等)であり、さらに、(有価証券等の)投資家との取引に限定すべきではないか。(登録金融機関についても、同趣旨)</p>	<p>(第157条第2号について) 「登録金融機関その他業務を通じて得られた非公開情報に基づいて行う金融商品取引行為」を一律に禁止行為とした場合、登録金融機関業務を行うことができなくなること。</p> <p>(例)銀行がローンを取り組む一方で、当該ローンに金利スワップを付ける場合 登録金融業務に係る顧客管理のために、融資業務を通じて入手した決算書に基づいて作成したデータベースを利用する場合</p> <p>「非公開情報」の定義はあるものの、具体的にどのような情報が「非公開情報」に該当するか明確でないこと。</p> <p>非公開情報のうち、「顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報」は、登録金融機関その他業務を通じて得られることはなく、矛盾していること。</p> <p>左記の修正内容であれば、想定しうる弊害は生じえないと考えられること(同府令第154条第2号の表現と平仄を合わせるもの)。</p> <p>なお、他の各号においても「非公開情報」(金商業等府令第1条第4項第12号)は、「発行者」(法第2条第5項:有価証券を発行し、又は発行しようとする者等)に係る情報や、顧客の有価証券の売買の注文動向等の「有価証券に関する情報」であること。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
33	金融商品取引業等に関する内閣府令第156条第3号、第157条第3号	<p>「金融商品取引業者(登録金融機関)その他業務に係る顧客が行った有価証券の売買その他の取引」をより詳細に記載すべきではない。</p> <p>例えば、顧客からの申出に基づいて既に販売した債券を転売する場合、転売の相手方に対して当該債券の買付けを勧誘することは、本号の禁止行為に該当しないことを明確化していただきたい。</p>	<p>現行の行為規制府令第11条第2号、証券業務府令第27条の2第5号イが対象としていた取引(投資助言業・投資一任業に伴う有価証券の売買等)は金商業等府令第154条第1号が規制している。従って、現行府令を前提とした場合、本条の対象として想定されるのは、証券業務府令第27条の2第5号ロ(信託業等の信託契約に基づく有価証券の売買等)のみと考える。</p> <p>本府令案が規制対象とする行為形態をより明確にしていきたい(特に「取引等を結了」「反対売買」)なお、府令案では、例えば、登録金融機関が本業等の顧客Aの有価証券(銘柄X)の売却ニーズを認識しつつ、顧客Bに有価証券(銘柄X)の購入の勧誘を行うことは一律に禁止されるも解しうるが、広範に過ぎるのではないか。(顧客Aとの本業等の取引関係があれば要件成立)</p> <p>(例示について) 当該勧誘についてまで禁止行為となった場合、転売できなくなり、転売・資金化を希望する顧客にとって著しく不利となること。</p> <p>当該行為は、不当な価格でない限り、転売の相手方にとって不利益となると考えられないこと。</p>
34	金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第3号	<p>例えば、顧客からの申出に基づいて既に販売した債券を転売する場合、転売の相手方に対して当該債券の買付けを勧誘することは、本号の禁止行為に該当しないことを明確化していただきたい。</p>	<p>当該勧誘についてまで禁止行為となった場合、転売できなくなり、転売・資金化を希望する顧客にとって著しく不利となること。</p> <p>当該行為は、不当な価格でない限り、転売の相手方にとって不利益となると考えられないこと。</p>
35	金融商品取引業等に関する内閣府令附則第2条第1項	<p>契約締結前交付書面の経過措置が、限定された金融商品取引契約のみとなっているが、他の金融商品取引契約についても認めていただきたい。</p>	<p>システム対応に相応の時間を要すること、および、実務上の混乱回避のため。</p>
36	銀行法施行規則第13条の2の2第1項第2号	<p>算定割当量の取引(いわゆる、排出権取引)に関して、銀行本体による排出権自体の売買取引を可能としてほしい。</p>	<p>証券会社及び銀行子会社は、排出権に係る売買・媒介及びデリバティブ等の全般的な取引が可能となっているが、証券会社と銀行本体とで格差を設ける合理性は必ずしもなく、且つ銀行子会社による方式に限定することは、個別行のコーポレート・ストラクチャーによって不当な格差が生じるため。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
37	銀行法施行規則第14条の11の4 金融商品取引法施行令第1条の8 の3	店頭デリバティブ取引については、取引の相手方による金融商品取引業からの除外規定が設けられているが、特定預金等についても同様の適用除外規定を設けて頂きたい。	同様の除外規定がない場合、例えば、資本金100億円の株式会社と店頭デリバティブ取引を行なう場合は金商法対象外となる一方で、同様の取引を内在した預金を受け入れた場合には法準用対象となる。店頭デリバティブ取引において「投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」については、それを預金取引に内在させた特定預金等においても問題ないと考えられるため。
38	銀行法施行規則第14条の11の24 第1項第1号	「当該顧客から契約締結前(時)交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」を受けるのは「1回のみ」でよいことを明確にしていきたい。	自動継続の都度、継続日までに、全顧客の個別契約毎に契約締結前(時)交付書面の交付要否を確認のうえ、その結果に応じて契約締結前(時)交付書面の交付を行うことは、「1ヵ月もの自動継続の外貨預金等」が大量に存在することを勘案すれば、実務上困難である。自動継続の外貨預金等契約の場合、予め外貨預金等書面を交付している場合であっても、一年以内に到来する自動継続日の前に、都度の顧客意思の確認が必要となり、外貨預金書面等を予め交付している意味が実質的になくなるうえ、顧客意思の確認が連絡不能等により実施できない場合には、銀行は契約に反して自動継続を停止せざるを得なくなるため。
39	銀行法施行規則第14条の11の27 第1項第2号	「預入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額を含む。)」では、外貨預金等の場合、「円貨で表示される預入金額」と「外貨元本額」を併せた記載が必要であるようにも読めるため、次の通り修正していただきたい。 「預入金額(元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額。)」	異種通貨も含む外貨からの振替や、異なる相場で外貨に交換したものを合算で入金する場合なども多く、すべての契約に円貨額が存在するわけではない。
40	銀行法施行規則第14条の11の28 第1項第1号	外貨預金等書面を交付している自動継続扱いについては、その申し込み行為が、「契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」とみなし、次回以降の継続時については契約締結時書面の交付を要しない場合とみなす。	自動継続の都度、契約締結時交付書面を交付することは実務上困難である。 少なくとも、施行日前に契約した自動継続扱いの外貨定期預金については、「締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明」とみなす必要がある (そうでなければ、継続日までに全顧客の個別明細(契約)毎に契約締結時交付書面の交付要否を確認のうえ、その結果に応じて契約締結前交付書面の交付が必要となる)。

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
41	銀行法施行規則第17条の3第2項第13号又は同項第14号	金融関連業務を専ら営む会社は銀行の子会社にすることができる(銀行法第16条の2第1項第11号)、金融商品取引法第28条第4項に定義する「投資運用業」のうち、同項第3号(金融商品取引法第2条第8項第15号)に掲げる行為を業として行うことも、金融関連業務に含めていただきたい。	金融商品取引法第28条第4項に定義する「投資運用業」のうち、第2条第8項第12号に掲げる行為及び同項第14号に掲げる行為については、銀行法施行規則第17条の3第2項第13号又は同項第14号にて銀行が子会社とすることのできる会社が営むことのできる金融関連業務に含まれているが、金融商品取引法第2条第8項第15号に掲げる行為については、含まれていない。銀行法施行規則第17条の2第1項第1号上、証券専門会社の営むことのできる業務に「投資運用業」とされる業務の類型がすべて含まれており、銀行として、かかる業務を営む会社を子会社とすることができないということではないと思われるところ、当該業務について、証券専門会社でなければ営むことができないとすべき理由が見当たらない。
42	銀行法施行規則附則第4条	<p>「施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の預金等(預金又は定期積金等)の受入れを内容とする契約」とあるが、具体的には何を指すか。例えば、インターネットバンキングやテレホンバンキングの新規契約時に書面交付する「包括的規定」(普通預金・定期預金取引や外貨預金取引等、全メニューの詳細規定)に、「本法で定める契約締結前・契約締結時書面の要件」ならびに「これらの書面を取引の都度交付しないこと」を追記することで足りるという理解でよいか。</p> <p>なお、上記でよいとした場合、インターネットバンキングやテレホンバンキングの既存契約先については、当該顧客が法施行後初回に特定預金取引を行う際、契約締結前書面に記載する内容を「口頭」(テレホンバンキングを想定)ないしは「確認ボタン押下」(インターネットバンキングを想定)により説明および了解を得ることを認めていただきたい(上記「包括的規定(追記版)」を取引後速やかに交付することとする)。</p>	既存契約先は数百万人に上るため、事前に全員へ左記書面を交付することは実務的に極めて困難であり、これが必要となると、従来サービスを利用している方も含めてサービス提供中止とせざるを得なくなるもの。
43	保険業法施行規則第234条の20第3項	準用金融商品取引法第37条の3第1項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる「特に重要なもの」とは何か。「特に重要なもの」にあたるかの判断は、保険会社等が行うのか、保険募集人が行うのかを明確化していただきたい。	保険会社と保険募集人で「特に重要なもの」にあたる判断が分かれた場合の取扱いが不明確であるため。
44	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -2-3-3(1) 八	「表示すべき事項の全てを判読するために必要な表示時間」を「適正な表示時間」等に改めていただきたい。	例えば、テレビCMにおいては、15秒という制約の中で、表示すべき事項の全てを判読してもらうのは物理的に困難であると考えられるため。

番号	該当政省令名・条文番号	要望事項	理由等
45	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -2-3-4(1)	インターネットのみならず、他の非対面取引(自動音声電話・オペレータなど)の取扱いに関しても、「当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明」を明確化していただきたい。	非対面取引は、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(IT書面一括法)」が整備されたことで、金融商品取引のみならず、あらゆる商取引において、電子情報処理組織等を用いた取引が急速に発展したが、今や社会的基盤インフラである電子情報処理組織等を用いた取引は、正常かつ健全な金融商品取引においても、不可欠なものであるため、非対面取引における手続きを明確化していただきたい。
46	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -2-6(1) □a	銀行におけるシステムでは暗証番号は一般的には暗号化されており、暗証番号が同一の顧客口座を抽出することは困難であるため、「暗証番号が同一の顧客口座」については削除いただきたい。	実務的な対応が困難なため。
47	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -2-3-4顧客に対する説明態勢	リモートチャネルでの書面交付について、電子交付や口頭での説明による対応も認めていただきたい。例えば、ATMでの取引については、インターネットを通じた説明方法と同様、画面上のボタンを押す方法や顧客が説明書類を持ち帰ることで交付とみなしていただきたい。また、電話を用いた取引(テレフォンバンキング)においては、オペレーターが説明事項を読み上げ、顧客がそれに同意したことを記録にとどめることにより書面交付とみなしていただきたい。	ATM取引やテレフォンバンキングでの取引においては、事前書面の交付は困難。事前に店頭等で書面を入手しなければ、ATMやテレフォンバンキングでの取引ができないのであれば、顧客利便性が大幅に低下することになる。
48	金融商品取引業等に関する内閣府令第164条、第191条	業務に関する帳簿書類の作成等については、経過措置を設けていただきたい。	システム対応に相応の時間を要すること、および、実務上の混乱回避のため。
49	その他(金融商品取引法附則第57条)	証券取引法一部改正法附則第57条で、特定投資家への告知は、施行日以前の経過措置として認められているが、それに付随して、告知した後の特定投資家からの申出、金融機関の承諾についても、施行日以前の経過措置としてできるように認めていただきたい。	告知に続く一連の申出、承諾等が施行日以降になってしまうと施行時の円滑な取引が困難になる可能性があるため。

金融商品取引法政令案・内閣府令案等に対する確認事項

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
1	金融商品取引法施行令第1条第2号	「指名債権でないもの」とは、「学校債の券面」上に学校債の発行(割当て)先が特定されていないものという理解でよいのか。	「学校債」が金銭消費貸借である以上、学校法人から見た発行(割当て)先、即ち借入先が不特定であることは考え難く、学校債原簿等において管理されるはずである。ここでは「学校債の券面(証拠証券)」上に指名がないこと等の、狭義の定義であることを確認したい。
2	金融商品取引法施行令第1条の3の2	銀行が一行で引き受ける「学校債」は、「複数の者が行う有利子貸付等」には該当しないと考えるか。	学校債の1回の募集に銀行がその全額を一行で引受けた場合は明らかに「単独で行う有利子貸付金」である。仮にこれらの募集を連続して行ったとしても、学校債の発行要件(募集要項、帳簿などの必要書類の作成、保管)がその都度満たされている限り、それぞれ別個の学校債の募集・発行となることを確認したい。
3	金融商品取引法施行令第1条の3第3項第2号	法第2条第2項第5号二に規定する政令で定める権利として、「本邦の法令に基づいて設立された法人(有限責任中間法人を除く。)に対する出資又は拠出に係る権利」の場合には適用除外となるが、「本邦の法令に基づいて設立された法人」を介した、匿名組合形式による出資又は拠出に係る権利の場合、適用除外となるか。また、特定目的会社の特定出資はどうか。	匿名組合出資持分等は本号の適用対象となるか確認したい。
4	金融商品取引法施行令第1条の8の3	店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。)等に関する業からの除外規定は登録金融機関にも適用されるのか。	法の趣旨からして、政令案1条の8の3は当然登録金融機関にも適用されるべきと考えるが、条文からは自明には読めないため。
5	金融商品取引法施行令第1条の8の3	短期社債の発行・支払代理業務は、金融商品取引業には該当しないという認識でよいのか。	本業務は短期社債の発行、償還の際に「発行体」の代理人として保振や日銀等を介して証券決済、資金決済を行うもの。発行体の代理人となるIPA業務を明示する条文は見当たらないが、「投資家」に代って保振に口座を開設し、保振や日銀等を介して証券決済、資金決済を行う口座管理業務は、金商法では金融商品取引業として明示されている。口座管理業務は投資家の財産を預かるが、発行・支払代理業務は発行体、投資家の財産を預かるものではないため、投資者保護の趣旨には合致しないと考えられることから、本業務は、該当しないことを確認したい。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
6	金融商品取引法施行令第1条の8の3	外国間接口座管理機関が、日本国外で、投資家に対して口座管理業務に関するサービス等を提供している場合、当該外国間接口座管理機関については、適合性原則等といった金融商品取引法上の行為規制は課されないとの認識でよいか(例えば、外国間接口座管理機関については、顧客が特定投資家か否かの判定をする必要がないことを確認したい)。	口座管理業務ではクロスボーダーの多層構造となり、本邦在口座管理機関に外国間接口座管理機関が口座開設を受けるケースもある。本邦外に存する口座管理機関にそれらの顧客の適合性確認などを求めることになるのかを確認したい。
7	金融商品取引法施行令第1条の8の3 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条	店頭デリバティブ取引の取引先が媒介または代理により取引を行う場合、業除外判定やプロ/アマ判定すべき相手は、媒介・仲介者とブッキング先のどちらか。 法第34条の2第6項における「当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等」となる場合、仲介者から「申出者」が「特定投資家以外の顧客」(アマ)である告知を受けることになるが、仮に当該「申出者」が当行にとって「特定投資家」(プロ)である場合も、当該契約については「申出者」をアマとして扱う必要があるか。	外資系の多くは店頭デリバティブ取引において媒介を用いているため、プロ/アマ判定等の手続きを明確化するもの。
8	金融商品取引法施行令第1条の8の3 金融商品の販売等に関する施行令第8条	金販法施行令第8条により、「特定投資家」は金融商品販売業者等の説明義務が適用されないが、政令第1条の8の3により金融商品取引業より除かれる店頭デリバティブ取引の相手方と当該取引を行う場合、当該取引先を「特定投資家」と見なし金販法の説明義務は適用されないとの理解でよいか。	金融商品取引業より除かれる店頭デリバティブ取引の相手方と当該取引を行う場合、そもそも当該取引先の「プロ/アマ判定」は行われないうが、金融商品販売業者等の説明義務において、「特定投資家」と同等の扱いとしても顧客保護の観点からは問題ないと思われるため。
9	金融商品取引法施行令第1条の15	本条により、預金に付随する通貨オプション取引は店頭デリバティブ取引から除外されるが、金利オプションは除外されないとの理解でよいか。 また、内蔵型金利オプション(ローンに内蔵される金利キャップやコーラブル預金などに内蔵されるスワップション)は除外されるとの理解でよいか。	
10	金融商品取引法施行令第1条の18	LIBOR、TIBOR等は法第2条第25項第1号の金融指標に該当するのか。	現在、証券取引法、金融先物取引法で規制されていないLIBOR、TIBOR等を金融指標とする金利スワップ取引が、デリバティブ取引の規制対象範囲である場合、外務員登録、法定帳簿の整備等実務への影響が大きいため確認したい。
11	金融商品取引法施行令第2条の10	「その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権」とあるのは、有価証券の管理又は処分のみを目的とする信託受益権を含まない、との理解でよいか。	有価証券の「管理」又は「処分」のみを目的とし、「取得」を目的としない信託においては、「有価証券に対する投資」や当該投資に信託財産を充てて「運用」することが典型的に想定されないため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
12	金融商品取引法施行令第2条の9、第2条の10	それぞれ「事業」あるいは「投資運用」を取り決めている契約(ならびに信託行為)において、有価証券の比率50%以上となる蓋然性を有しているもの(有価証券への投資が可能であり、かつ50%未満に限定する規定が存在しないもの)か、あるいは実際に取得済みの有価証券の評価額(決算日等)をベースに判断したものが対象であるとの理解でよいか。また、取得した資産価額の評価額を基準に判断する場合、届出書の提出タイミングはどのように考えればよいか。	
13	金融商品取引法施行令第4条の2の5、第4条の2の7、第4条の2の10	「確認書」「内部統制報告書」「四半期報告書」については、非上場会社は提出義務がない(不要)という理解でよいか確認したい。	それぞれの書類の提出義務者は、法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者とあるため、非上場会社はいずれにも該当しないものと理解している。 よって、非上場の銀行(銀行持株会社傘下を含む)については、「確認書」「内部統制報告書」「四半期報告書」の作成は不要であるとの認識でよいか確認するもの。
14	金融商品取引法施行令	法第24条の4の4第3項における「法第24条第5項により有価証券報告書の提出が義務付けられるもの」については、金融商品取引法施行令案では特に定めがないことから、「法第24条第5項により有価証券報告書の提出が義務付けられるものについては、内部統制報告書の提出を義務付けられるものはない」との理解でよいか確認したい。	法第24条の4の4第3項では、「前2項の規定は、法第24条第5項において準用する法第24条第1項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社(第23条の3第4項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。)のうち政令で定めるものについて準用する」と規定されているが、今回の金融商品取引法施行令案においては「政令で定めるもの」は特に定められていないとの認識であり、左記理解でよいか確認するもの。
15	金融商品取引法施行令第16条第1号 金融商品取引業等に関する内閣府令第77条第1項	「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」には、デリバティブのスプレッド部分は含まれないとの理解でよいか。	銀行業におけるデリバティブに関するスプレッド収益部分の開示は不要で、「いかなる名称によるかを問わず」に該当しないことを確認したい。
16	金融商品取引法施行令第16条第4号	社債券の場合、「指標に係る変動を直接の原因として損失が生じるおそれ」というところの指標はないという理解でよいか。	社債券の価格変動は金利動向、個社別のクレジット動向等に依拠しており、直接的に価格変動に影響を与える指標はないため。
17	金融商品取引法施行令第16条の6	デリバティブ取引に係る最良執行方針については、現在対象とされるものはないが、今後必要に感じ政令で追加するという趣旨か。	

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
18	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第3項第1号、信託業法第2条第8項	特定信託以外の信託契約で、受託者が信託受益権の発行者とみなされ、且つ、委託者又は委託者から指図の権限の委託を受けた者のみの指図により信託財産の管理又は処分が行われる場合以外で金銭を信託財産とする信託契約の媒介を行う場合の法令の適用関係を確認したい。	受託者にとって特定信託契約にあたらぬ受託者を受益権の発行者とする信託受益権につき、信託契約の締結の媒介(代理は含まず)を行う場合に、媒介を行う者に金商法の適用がないこと(受託者=信託業法適用で、媒介を行う者=金商法適用とはならないこと)を確認したい(顧客保護の観点から問題ないと考えられるため)。
19	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第15条	いわゆるスワップハウスやヘッジファンド等のようなマーケットのプレーヤーは、「専門的知識及び経験を有すると認められる者」に該当するか(あるいは、第16条第1項第2号に該当する可能性はあるのか)。	デリバティブのマーケットにおけるスワップハウスの市場占有率は高く、ヘッジファンドについても同市場においてはメジャープレイヤーと言える。両者が本条項に該当しないということであれば、デリバティブ市場に与える影響は大きい。
20	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第4号	匿名組合出資を受けた営業者が、匿名組合契約において具体的に特定された銘柄の株式を取得したうえ、同契約に規定される態様において専ら売却処分を行う場合又は当該売却のために有価証券処分信託を設定する場合には、当該営業者は、金融商品取引法第2条第8項第15号八に掲げる行為を行っていることにはならない(投資運用業者には該当しない)、との理解でよいか。	当該営業者は、匿名組合契約に基づき、機械的・事務的に、同契約に規定された行為を行っているに過ぎず、「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断」に基づく有価証券に対する投資行為を行っていないため。
21	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条	適格機関投資家の範囲に関して、貴庁ホームページで公表されているが、金商法施行後も、引き続き公表されるのか。	例えば、個人の適格機関投資家についても、公表されるのか。
22	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条	宗教法人、学校法人、医療法人などの公益法人、財団法人、社団法人等は、当初「一般投資家」に区分されると解してよいか。	
23	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条第1項第2号	「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは、国際交流基金・宇宙開発事業団等、いわゆる特殊法人のことを指し、労働組合や共済組合、財団法人、厚生年金基金等は含まないとの理解でよいか。	一般投資家に移行可能な特定投資家を特定するため。
24	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条第9号	外国の法人の国内営業所は、特定投資家ではないという理解でよいか。	

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
25	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第23条第9号	有価証券管理業務を行う場合に、外国金融機関分の有価証券保管管理をする際には、外国の法令で定められた金融機関の場合には特定投資家と見なしてよいか。	外国金融機関で、資本金等が基準を超える場合には、国内同様に特定投資家と認定して問題ないと考えため。
26	金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号他	「非公開情報」の定義で、「重要な情報であって、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる」とは、商品ごとに考えられうる、上場株券等における法人関係情報と同等のもの、という理解でよいか。 また、当然のことながら、本件投資判断に影響を及ぼすと認められる情報、とは商品別にレベルを判断すべきであり、「顧客」ごとにその影響を判断することまでは要求されてない、という理解でよいか。	本府令の多くの箇所では対象商品の広がりとともに、「法人関係情報」を基準とした規定が「非公開情報」(従来、弊害防止措置における顧客の事前同意の対象として定義)へ置換えられているものと認識している。規制対象商品の広がりとともに、こうした抽象的な表現のみでカバーするのは、実務への影響が大きい(業者の行動に萎縮の効果をもたらす懸念がある)。商品ごとの投資判断における法人関係情報と同レベルである旨を確認したい。
27	金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第13号	登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて行う国債証券、投資信託若しくは外国投資信託の受益証券の募集の取扱いなど、法第33条第2項第3号八および第4号ロ以外の同項各号に掲げられている有価証券の売買の媒介等は、第1条第4項第13号にいう「金融商品仲介業務」に該当するのかが。	定義の明確化(帳簿書類、交付書面などの準備を進めるうえで影響がある)。
28	金融商品取引業等に関する内閣府令第56条	金融商品取引業者等が、一般投資家による特定投資家への移行にかかる申出を承諾する場合に、あらかじめ申出者の同意を得るための書面に記載する事項のうち、「承諾日」の具体的な記載方法について、例えば「当該書面により申出者による同意を得た後、当該書面に不備がないことを当該金融商品取引業者等が確認をした日」といった記載をすることに問題はないか(実日付を記載しないことに問題はないか)。 上記の通り、「『当該書面により申出者による同意を得た後、当該書面に不備が無いことを当該金融商品取引業者等が確認をした日』を以って、承諾日とみなす」とした場合、事後に申出者に対して、「承諾通知」のような形式を以って、同意書面に不備なく承諾された旨およびその実日付を改めて通知する必要はあるか(つまりは、「申出者の同意」が「金融商品取引業者等による承諾」よりも時間軸上、過去であるにもかかわらず、「申出者の同意」のための書面に「承諾日」を記載することにより、実務上は矛盾が生じると考える。)	実務上、「顧客の同意書面に不備が無いこと」を確認した後で承諾として取り扱わざるを得ないが、この場合、「不備が無いこと」を確認できる日付は、必ずしも当初の想定通りの日付であるとは限らないため、「同意を得た場合に(金融商品取引業者等側の確認の有無によらず)当然に承諾される」とした業務フローは想定し得ない。よって、上記の通り「『当該書面により申出者による同意を得た後、当該書面に不備が無いことを当該金融商品取引業者等が確認をした日』を以って、承諾日とみなす」として取り扱わざるを得ないと考えられる。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
29	金融商品取引業等に関する内閣府令第56条	金融商品取引業者等が、一般投資家による特定投資家への移行にかかる申出を承諾する場合に、あらかじめ申出者の同意を得るための書面に「承諾日」を記載するが、当該申出者の書面による同意が不備なく徴求できなかった場合は、当然に承諾は成立し得ないため、同意を得るための書面に「不備なく同意を得られなければ承諾は出来ない」旨記載する運営に問題ないことを確認したい。また、その場合、金融商品取引業者等側に、申出者に対して承諾は不成立となった旨を改めて通知する義務は無いことを確認したい。	実務対応を決める必要があるため。
30	金融商品取引業等に関する内閣府令第56条	事前告知に有効期間はあのか。	実務対応を決める必要があるため、一度告知すれば、以後の告知は一切不要かどうかを確認したい。
31	金融商品取引業等に関する内閣府令第56条	「特定投資家への告知」は、「申込みを受けた場合で、契約を締結するまで」に行うことになっているが、市場性のある商品においては、申込と契約締結は通常同時に行われるため、当該告知は、契約締結の勧誘時で問題ないか。	市場性のある商品の場合、申込みを受けてから契約が締結するまでに告知することは実務上困難であるため、勧誘時に告知することで可としていただきたい。
32	金融商品取引業等に関する内閣府令第56条	金融商品仲介業務において、登録金融機関と委託金融商品取引業者との間で、投資家のプロ・アマ区分に差が生じることは差し支えないか。	金融商品仲介業務では、例えば、登録金融機関は、ある顧客を「特定投資家」として取り扱う一方、委託金融商品取引業者は、自ら行う金融商品取引業務について、当該顧客を「特定投資家以外の顧客」と取り扱う可能性があるため。
33	金融商品取引業等に関する内閣府令第56条	社振法に基づく振替業務の場合(売買は他証券会社等で行い、振替業務のみを当行で行う場合)であってもプロ・アマ判定は必要か。	実務上の対応を決めるため。
34	金融商品取引業等に関する内閣府令第57条、銀行法施行規則第14条11の6他	期限日を1年後の応答日とせず、一定の期限日を設定する場合において、上記の期限日について、顧客属性や承諾日等に応じて、複数の期限日を設定することは可能か。	実務上の対応を決めるため。
35	金融商品取引業等に関する内閣府令第57条第1項、第61条第1項	特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日、特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日の公表について、「その他の適切な方法」として、例えば、顧客向けの事前説明資料あるいはパンフレットに記載することでもよいか。また、インターネット上で公表でもよいか。	営業店内に掲示することの効果は限定的であり、顧客に説明を加えつつ交付することのほうが実効的である。
36	金融商品取引業等に関する内閣府令第58条	「更新申出」は期限日のどの程度前から受け付けることが可能か。	実務対応を決める必要があるため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
37	金融商品取引業等に関する内閣府令第58条第1号	「対象契約」とは「期限日以前に締結した対象契約」と理解してよいか。	
38	金融商品取引業等に関する内閣府令第58条第1号、第62条第2項	本条文にある「法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為」というのは、どういったことを想定したものか確認させて頂きたい。	
39	金融商品取引業等に関する内閣府令第58条、第62条	登録金融機関が行う金融商品仲介業務においては、法第34条の2第3項に定める申し出は、登録金融機関に対して行われたもののみで判断し、委託金融商品取引業者への申し出ではないと解してよいか。	金融商品仲介業務では、取引の相手方はあくまでも委託金融商品取引業者となるため。
40	金融商品取引業等に関する内閣府令第62条第1項、第67条第1項	特定投資家、特定投資家に移行した者に対し、書面上で法第45条各号に規定した項目は適用しないと記載したうえで、実務の運用を行っても法令上問題ないか(契約締結前書面の交付や契約締結時書面の交付等)。	現行投資信託のシステムでは、特定投資家、特定投資家に移行した者に対してのみに契約時書面(取引報告書)を送付しないとするのは困難。
41	金融商品取引業等に関する内閣府令第65条	特定投資家への移行の要件を満たした個人が、プロ成り後その要件を満たすことができなくなった場合でも、期限日まではプロとして取扱ってもよいか。	実務的な対応方法の確認。 法令上も「承諾日における申出者の資産…」と規定されている。
42	金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第1号、第2号	特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人について、本号に該当するかどうかの確認は、顧客からの聴取ベース、あるいは申出によるもので問題ないか。	個人について、業者が資産状況を正確に把握することは困難であるため。
43	金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第2号ロ	「デリバティブ取引に係る権利」の金額は、金融商品取引法施行令第16条第3号に言う「取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額」を意味するのか。	デリバティブ取引は時価評価の結果、負の値となる場合もあるが、法令間の用語の統一の観点からかかる解釈を取るようになるのか、確認したい。
44	金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第2号	「取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における～」に、記載の「合理的に判断して」の定義の意味は何か。	銀行が負債の状況等を知り得ない場合には、資産の状況のみを判断すればよいとの意味か。それとも、自宅の謄本等も取り寄せ、考えうる限りの調査説明を実施すべきとの意味か。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
45	金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第3号	<p>「金融商品取引契約を締結した日」とは、特定投資家にかかる移行の申出を受けた当該金融商品取引業者等における契約締結を指すのか、または他の金融商品取引業者等における契約締結も含むのか。</p> <p>当該金融商品取引業者等における契約締結を指す場合、例えば投資信託振替制度によって、投資信託受益権の口座振替(販売会社間の残高振替)が行われた場合の契約締結日とは、振替元の金融商品取引業者等から当該金融商品取引業者等に受益権の移管が行われた日(振替元に対して振替依頼が行われた日、または当該金融商品取引業者等の口座に残高が振替された日)、振替元の金融商品取引業者等における契約締結日を振替先の金融商品取引業者等における契約締結日として引き継ぐ、そもそも投資信託受益権の口座振替とは口座管理の移管であって振替先の金融商品取引業者等では販売(契約締結)は行っていないとみなすのか、何れか。(なお、実務上は上記において、振替先の金融商品取引業者等が振替元の金融商品取引業者等における契約締結日を確認する方法が無いため、顧客の申告に頼らざるを得ないことになるが、問題はないか。)</p> <p>また、上記「振替先の金融商品取引業者等では販売(契約締結)は行っていないとみなす」場合、例えば累積投資契約により、分配金の再投資により投資信託受益権を取得させる場合、口座振替後初回の累積投資を当該金融商品取引業者等における最初の契約締結とみなすのか。(なお、実務上は上記において、振替先の金融商品取引業者等が口座振替後、初回の分配金再投資を管理することは現実的ではない。)</p>	<p>投信振替制度上での振替があった場合の対応を決めるため。</p>
46	金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第3号	<p>「金融商品取引契約を締結した日」について、例えば相続により被相続人の投資信託受益権等を相続人が承継した場合、当該相続人と金融商品取引業者等は当該投資信託受益権等にかかる金融商品取引契約をいつの時点で契約したとみなすのか。</p> <p>被相続人から相続人に当該投資信託受益権等の権利が承継された日(相続発生の日、または当該金融商品取引業者等において名義変更の手続きが完了した日など)、</p> <p>当該金融商品取引業者等における被相続人の契約締結日を引き継ぐ、</p> <p>そもそも相続による投資信託受益証券等の承継は相続人が主体的な意思を持って取得したものではなく、当該金融商品取引業者等と当該相続人の間に契約締結の関係はないとみなすのか、何れか。</p> <p>また、上記 相続による投資信託受益権等の承継は、契約締結していないものとみなす場合において、累積投資契約により、分配金の再投資により投資信託受益権を取得させる場合、相続人における当該金融商品取引契約の締結は、承継後初回の累積投資を締結時とみなすのか。(なお、「相続人における当該金融商品取引契約の締結は、承継後初回の累積投資を締結時とみなす」場合、実務上は、相続人による承継後初回の分配金再投資を管理することは現実的ではない。)</p>	<p>相続があった場合の対応を決めるため。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
47	金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第3号	<p>一般投資家(個人)から特定投資家に移行の申出を行うことができる個人の要件として、「最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から1年を経過していること」とあるが、例えば、以下のような方法で確認することによいか。</p> <p>業者等が保有する過去の取引に関するデータによる場合 (過去の取引に関するデータが存在しない場合)聴取ベース</p> <p>当該業者等との間で過去に取引がない場合であっても、委託金融商品取引業者あるいは他社と既に取引があればよいか。また、プロ成り申出時点で取引残高がなくても、1年以内に締結実績があればよいか。</p>	<p>例えば、過去に契約があったが既に解約済で、当初契約日のデータが存在しないといったことが想定されるため。また、ここでいう「契約を締結した」とは、当該業者等との間で締結した場合に限られるのか(他社での経験でも可か)どうかを確認するもの。</p>
48	金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第3号	<p>「最初に…締結した日」の「最初に」は、施行日以降に最初に締結した日を意味するのか。</p>	<p>そのような意味であれば、施行日以降1年以上経過しなければ、特定投資家への移行の申出は、できないことになるため。</p>
49	金融商品取引業等に関する内閣府令第66条、第67条	<p>特定投資家に移行した個人について、期限日までは「原則アマ(特定投資家以外)に戻れない」と書面に明示することは可能か。</p> <p>また、期限日以前にアマに戻る旨を申し出た場合は、特に手続きは不要(プロ移行を「撤回」したのみ)と解してもよいか。</p>	<p>実例が多く出るとは考えにくいですが、特定投資家への安易な移行に対する注意喚起を行う趣旨。</p>
50	金融商品取引業等に関する内閣府令第74条	<p>「加入している金融商品取引業協会の名称」は加入している全ての協会を挙げるのか。</p>	
51	金融商品取引業等に関する内閣府令第75条	<p>広告類似行為を、「郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ピラ若しくはパンフレットを配布する方法その他の方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供」と定義しているが、「広告」の定義は何か。契約締結を誘引する手段として(勧誘を目的として)いなければ「広告」には該当しないと理解してよいか。</p> <p>また、放送媒体を用いた商品情報の提供やキャンペーン情報の案内(対象商品の告知含む)は、広告または広告類似行為に該当するか。</p>	
52	金融商品取引業等に関する内閣府令第75条	<p>「住居を訪問して配布する方法」とは、法人顧客の場合には、当該顧客の事務所と理解しても差支えないか。その場合、顧客の事務所を往訪の上、特定の顧客宛提案書を配布することは、「広告等」には該当しないと理解してよいか。</p>	<p>広告等の定義について確認するもの。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
53	金融商品取引業等に関する内閣府令第75条	「ピラ若しくはパンフレットを配布する方法(住居を訪問して配布する方法を除く。)」について、店頭等で対面で配布すること、店内にパンフレット等を備え置くことは、いずれも広告類似行為とならないと理解してよいか。また、顧客が不在等の理由によりポスト等にピラもしくはパンフレットを投函する行為は、「住居を訪問して配布する方法」にあたるか。	
54	金融商品取引業等に関する内閣府令第75条	「広告類似行為」の定義において「多数のものに対して同様の内容で行う情報の提供」とあるが、「多数の者」はどのように定義されると理解したらよいか。	法第37条は、罰則を伴う業者にとって極めて重い規定である一方、顧客とのコミュニケーションにとって重要な通信手段であるFAX・電子メールまで含めた広範囲の規制となっていることから、定義を明確に示していただきたい。
55	金融商品取引業等に関する内閣府令第75条	取引先を訪問しセールス活動を行う際に利用するセールス資料のうち、当該顧客のために個別に作成した提案書は、「多数の者に同様の内容で行う情報の提供」には該当しないとの理解でよいか。	顧客向けの提案書は、フォーマットは同様でも、適用利率や、時期が異なるため、本定義に含まれないとの理解でよいかどうかを、確認したい。
56	金融商品取引業等に関する内閣府令第75条 等	財務省作成の個人向け国債にかかるポスター・リーフレット等を販売会社が使用する場合に広告等に該当するか。その場合、その表示内容・記載事項に責任を持つのは、財務省が当該個人向け国債を取り扱う金融商品取引業者等か。また、当該広告等には、登録金融機関番号や金融商品取引業者等の商号・名称等の記載は必要か。	不明確事項の確認
57	金融商品取引業等に関する内閣府令第76条	商品ラインナップを示す目的で商品名のみ表示する広告については、本広告規制の対象外と考えてよいか。	顧客は一覧で商品ラインナップを知りたいというニーズがあるが、こうした広告を作成できなくなる懸念がある。
58	金融商品取引業等に関する内閣府令第76条	商品名、著作権文言、帳票用度番号等も、同規定の規制対象となるのか。	商品名はある程度大き目の文字の方が、商品誤認の可能性が低いですが、上記の規制対象となった場合、全ての文字が大きくせざるを得なくなってしまう。著作権文言、帳票用度番号は顧客保護に関係ない。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
59	金融商品取引業等に関する内閣府令第76条	<p>「広告等」とは、金融商品取引契約の締結を誘引する手段として行う表示であって、例えば、以下のような情報はこれらに含まれないと解してもよいか。</p> <p>従業員等の求人広告 引受業務、投資銀行業務に係る発行体等への提案資料 IR活動、会社説明会等に係る発行体等への提案資料 アナリストの取材依頼のために、発行体等へ提示・交付する資料 注文内容又は取引内容の確認のため顧客に提示・交付する資料 金融商品取引法に基づく契約締結前の事前書面交付のための書面およびそれに類する重要事項の説明書 報道機関のみに配布する資料(取引を誘引する手段として顧客に交付する場合を除く) 顧客からの質問に対する回答であって、顧客からの質問について、その質問の範囲内(個別の商品内容の質問を受けている場合において、当該内容を回答することを含む。)において、口頭、書面、電子メール等により回答すること 顧客資産の分析に係る資料(顧客資産の分析のみであって、当該分析を基に有価証券の売買その他の取引を誘引する表示を行う場合を除く) 法令・諸規則に規定する資料(目論見書、ディスクロージャー誌、運用報告書、外国証券内容説明書、取引所の規則に基づいて開示された上場会社のプレスリリース資料など)を、当該法令・諸規則に定められた目的で交付する場合(ただし、例えば投資信託の運用報告書をこれから投資信託を取得しようとする顧客に交付する場合など、当該法令・諸規則に定められた目的以外で取引を誘引する手段として交付する場合を除く) 投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポートを、当該投資信託を所有している受益者に交付する場合(ただし、これから投資信託を取得しようとする顧客に交付する場合を除く) 新聞等の報道機関の記事又は雑誌の記事(記事の現物及びコピー)を当該報道機関等(著作権者)の事前の許諾の上、顧客に交付する場合(ただし、当該記事に商品案内等を書き足し、取引を誘引する手段として交付する場合を除く) 税制に関する案内、各種制度変更に係る案内、セミナー等の案内、有価証券取引に関するアンケート(ただし、これらの案内又はアンケートに加え、有価証券の売買その他の取引等を誘引する内容がある場合を除く) 発行体からの依頼により、当該発行体の株式、債券等の所有者である顧客に、当該発行体が作成したIR資料(製品又はサービス等の案内を除く。)を交付する場合(例えば、営業所内の明確に区分されたIRコーナーなどに当該資料 口座開設の通知又はお礼状(ただし、特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないものに限る) 添書又は電子メールの本文(特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの。また、審査済みの広告等を添付するための時候の挨拶や「 の資料をお送りします。御検討ください。」等を記載した添書又は電子メールの本文) 一般的な業務内容(特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの)を説明した資料</p>	<p>広告等の定義について確認するもの。</p>

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
60	金融商品取引業等に関する内閣府令第77条但書	たとえば、投資信託の取扱い銘柄の一覧等、複数の商品についての広告物を想定した場合、一覧性を確保するためには、一つ一つの商品の説明に利用可能なスペースには限りがある。このような場合においては、同条第2項以下についての記載は省略し、「信託報酬がかかります。目論見書でご確認ください。」等と記載すればよいか。	
61	金融商品取引業等に関する内閣府令第77条	手数料等には店頭デリバティブ取引における金利・為替レート等に内包する銀行収益部分は含まれないとの理解でよいか。	銀行における預金取引・貸出取引など同様に、取引に内包された銀行収益部分を個別に開示、もしくは開示できない理由を説明するというのは取引慣行に馴染まないと考えられるため。
62	金融商品取引業等に関する内閣府令第77条 等	「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」とは、顧客が誰に対して支払うべき対価か。例えば、投資信託受益権等における信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合に、ファンド運用の安定性を高めるのと同時に長期に保有する受益者との公平性を確保するために、信託財産中に留保される資金で、換金代金から控除されるものであるが、手数料等に含めるか。また、租税に関する事項も含むか。また、「契約に関して」とは、権利の取得時および保有の期間および換金時の全てを含むか。	不明確事項の確認
63	金融商品取引業等に関する内閣府令第77条	例えば、匿名組合契約方式の場合の「合計額又はその計算方法」とは、全投資家が負担すべき手数料として、「物件価格の %、総額 × × 円」と表示すれば足りるか。あるいは、各投資家が支払うべき個別の手数料として、匿名組合出資持分単位毎の表示(例えば、持分1億円当り 円)と表示してもよいか。	「合計額又はその計算方法」の内容について確認するもの。
64	金融商品取引業等に関する内閣府令第77条第1項	一般的に店頭デリバティブ取引については手数料等にあたるものがないため、その場合は記載不要という理解でよいか。例えば、通貨オプションを計算方法で示す場合には、「通貨オプションの権利行使の結果生じる為替予約の額に対する割合」を記載することとなるが、具体的にはどのようなケースを想定しているか。また、「金融商品取引行為を行うことにより生じた利益」とは何を指すか。	顧客取引条件と市場取引条件の差により獲得する収益は手数料には含まれないとの認識のため。
65	金融商品取引業等に関する内閣府令第77条第1項(金融商品取引法施行令第16条第1号)	店頭デリバティブのような市場性商品で、かつ、計算方法を明示できない場合、提案時に提示する対価の合計額と、実際に支払うことになる対価の合計額に差異が生じることになるが、問題ないか。	市場性のある商品の場合、提案時と約定時で価格にブレが生じるため、約定時でないとき実際の対価はわからない一方で、計算方法を明示できない取引も存在するため確認するもの。
66	金融商品取引業等に関する内閣府令第77条第1項但書(金融商品取引法施行令第16条第1号)	例えば、差金決済(将来取引する外国為替や金利を決めて、決済日に実際の水準との差額のみを決済する取引)のように、顧客が支払うべき対価の合計額を予め明示することはできない場合には、差金決済の計算方法を明示すれば足りると考えてよいか。	合計額を予め明示できないケースが多く、そういった場合の明示方法について確認するもの。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
67	金融商品取引業等に関する内閣府令第77条第2項	「投資信託受益権等」に係る財産が、外国社債券その他の金商法第2条第1項第17号に掲げられている有価証券に対して拠出されるものであり、かつ、当該財産が当該外国社債券等の額面金額に対して一定率の保証料を負担するような場合、当該保証料は、第77条第1項に規定される「手数料等」の範囲には含まれないものとの理解で差し支えないか。	元本確保型ヘッジ・ファンド(外国投資信託の受益証券)に左記のような投資方針を採っているものがあるため。
68	金融商品取引業等に関する内閣府令第78条第1号、第95条第1項第1号(金融商品取引法施行令第16条第6号)	「売付けの価格と買付けの価格に差がある場合」とは、オプション取引については売買プレミアムの差、スワップ取引については払い・受けのレートの差、NDF取引については輸入(ヘッジ対象通貨の購入)サイド・輸出(ヘッジ対象通貨の売却)サイドのレートの差を指しているとの認識で良いか。また、外国為替証拠金取引と異なり、顧客と売買の別を合意してから値を提示するような取引(通貨オプションなど)についても、敢えて本事項について記載が必要か。	「売付けの価格と買付けの価格に差がある場合」の内容について確認するもの。
69	金融商品取引業等に関する内閣府令第79条	広告規制として表示すべきものとして「当該金融商品取引業協会の名称」とあるが、取引種類に係わらず、加入している業協会(日証協・金先業協会等)を全て表示することになるのか。	
70	金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第1号	広告において記載すべき事項として「重要な事項」について「顧客の不利益となる事実」があげられているが、政令第16条第1項3号乃至5号において損失が生ずることとなるおそれ等の事由の記載が定められている。これら政令の規定に加えて本内閣府令で重ねて規定する趣旨を確認したい。	
71	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条、第82条、第83条、第84条	契約締結前交付書面を交付する行為またはそれにあたっての顧客への説明は、勧誘(取得勧誘・売付け勧誘等・有価証券の私募・私募で発行された既発有価証券の販売の勧誘・金融商品取引契約の締結の勧誘)に該当しないとの解釈でよいか。	法第34条によると、顧客(特定投資家)からの投資家区分の申し出を金融商品取引契約の締結の勧誘または締結のいずれかを行う前に業者は承諾しなければならない。しかし、顧客は金融商品の商品性について契約締結前交付書面を受領して内容を理解してから法第34条の申し出を業者に対して行うことが考えられる。従って、業者が契約締結前に商品性やリスクの説明・契約締結前交付書面の交付を行った後、顧客から投資家区分の申し出(取引意思の表明)があり、業者がこれを承諾した時点からが勧誘と考えられるがその理解でよいか確認したい。
72	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条、第82条、第83条、第84条	基本契約書の締結(原本双方保管)を行っている顧客について、当初契約締結前交付書面を交付した後、1年間取引がなく、その後取引が発生する場合でも、契約締結前交付書面は不要と考えて差し支えないか。	基本契約書に基づく取引は、同じ経済的性質・リスク等を持っているものであり、且つそれが反復・継続するものであるため、契約締結前交付書面は不要と考える。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
73	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条、第82条、第83条、第84条	「有価証券の売買」の際に契約締結前交付書面の交付義務が業者に求められているが、これは顧客の売り・業者の買いの際にも義務付けられていると考えるのか。その場合に求められる交付書面の記載事項は、具体的には何か。例えば、投資信託の窓販業務の場合、店頭においては「前」と「時」にほとんど時間差が無いことから、実務的な対応方法として、売却申込書を顧客に記入頂く前に売却申込書を使用して説明し、記入後にその写しを交付する対応でよいか。	「有価証券の売買」は業者の立場では売り手・買い手のどちらにもなりうるが、顧客からの売却の申込みがある場合の具体的な規定が見当たらないため。
74	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条、第82条、第83条、第84条	海外の非居住者に対する契約締結前の書面交付については、事前に書面を郵送・電子メールにて送付し、顧客がその書面を見ながら、当行担当者が日本から電話にて説明を行うことで、契約締結前の事前説明義務を果たしたと考えてよいか。	海外の取引先に対して、対面での事前説明・交付が困難なため。
75	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条、第82条、第83条、第84条	金融商品取引契約には、業者が発行者と締結する社債等の引受契約は含まれないとの理解でよいか。	金融商品取引契約には販売契約だけではなく、引受や元引受等の契約も含まれるが、発行者から業者が有価証券を引き受ける契約は投資家保護とは直接的に関係ないと考えられるため。
76	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条、第82条、第83条、第84条	契約締結前の書面の交付において、「当該金融商品取引契約の概要」とは、具体的にどのような事項を記載すればよいか。	どの程度の記載が必要か内容が不明確なため。
77	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条第1項、同第2項	文字・数字の大きさの規定(8ポイント、12ポイント)は、インターネットバンキングやモバイルバンキングではどのように考えるのか。	顧客PCのブラウザ操作により、文字や数字の大きさは変わってしまうため。
78	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条	プロ私募投信の場合は商品約款で対応可能か。	目論見書が存在する公募投信と異なるため。
79	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条第3項 銀行法施行規則第14条の11の22 第3項	「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」については、監督指針にも規定がないが、各業者等の判断に委ねられるという理解でよいか。	
80	金融商品取引業等に関する内閣府令第81条第3項	「交付書面の最初に」の「最初」とは、当該書面のカバーレター、表題等を含まず、また商品名等、合理的に考えて冒頭に來るべき内容の次からでよいか。	商品説明書などのレイアウトについて確認するもの。
81	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条	交付を要しない場合であっても、原則として書面交付するという取扱いをしてもよいか。	書面交付の要否の判別が、かえって業務・事務負担となるケースもあり得ると考えられるため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
82	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条	同一内容の契約を行っている場合は、都度の書面交付は不要だが、同一内容と判断する基準は何か。 例えば、金融商品取引契約における運用(ヘッジ)期間・価格・(想定)元本等、顧客のニーズや市場環境によって契約の都度変わり得る数値以外の取引のしくみ(スキーム)が異ならなければ、「同一の内容」と考えてよいか。	1年以内に書面を交付している場合、同一内容の契約をする際、書面を交付する必要はないが、交付要・不要の基準の記載がなかったため。
83	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第1項第2号 等	「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」について、顧客が相続により投資信託受益権を取得した場合には、契約締結前書面の交付は不要との理解でよいか。又、取得した投資信託受益権が累積投資契約である場合、相続後に分配金の再投資により投資信託受益権を取得する場合も、契約締結前交付書面の交付は不要との理解でよいか。 また、「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」について、顧客が投資信託振替制度を活用して移管を受けることとなった累積投資信託について、当該累積投資信託の分配金の再投資により投資信託受益権を取得する場合は、契約締結前交付書面の交付は不要との理解でよいか(仮に契約締結前書面交付の交付が必要とされた場合にも、分配金の再投資の際に予め交付することは実務上困難であるため、移管を受けた際に書面を交付するという取扱いを認めていただきたい)。 (累積投資契約にかかる投資信託における分配金の再投資は、「契約締結前交付書面の交付を要しない場合」に追加していただきたい。)	相続があった場合の対応を決めるため。
84	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第1項第3号	契約前交付書面を要しないものとして、「目論見書(契約前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る)」とあるが、記載がない場合、当該未記載部分のみ別紙で補完する方法は可能か。 また、インターネット取引においては、多くの金融機関が共同で「目論見書閲覧システム」を利用して共通の目論見書を交付しているため、個別金融機関の商号や登録番号等の記載事項を目論見書上へすべて記載することは困難である。 については、個別金融機関の商号や登録番号等の記載事項の一部については、目論見書を閲覧する直前あるいは直後の画面において確認できるようにすることでよいか。	委託会社に対応しない場合の対処方法を明確化する。内閣府令第84条の契約締結前交付書面の共通記載事項の定めにおいて、販売会社の概要や連絡方法等についても求められており、目論見書においてすべて対応するとすると、委託会社の管理が極めて煩雑となり、販売会社で対応することも検討は必要なため。
85	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第1項第3号	目論見書交付の場合に「交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る」とされているが、この場合の「すべて」に、同府令第81条(契約締結前交付書面の記載方法)に記載すべき様式(フォント、記載順序、枠等)の体裁は含まれないとの認識でよいか。	目論見書についても、「枠の中に12ポイント以上」などのルールが適用されるのかを確認するもの。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
86	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第1項第4号	店頭デリバティブ取引の内容の一部変更(例:期間の変更(期間5年 3年)など)については、コスト算出、合意後に約定となるため、契約変更書面の交付は契約締結時以降とならざるを得ないが、その場合には契約締結前交付書面の交付は不要と解してもよいか。	文言通りの解釈だと、店頭デリバティブ取引のような市場性の取引にあわないため。
87	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第1項第4号、第117条第1項第8号	「金融商品取引契約の内容の一部の変更を内容とする金融商品取引契約」とは、投資信託の積み立て契約の項目変更契約(例えば、毎回の購入金額や毎回の購入引落日の変更)及び投資信託の分配金受取方法変更(再投資 出金)は該当しない理解でよいか。また、投資信託の積立契約の申込時点では買付が行なわれていないため、契約締結時の書面交付は不要との理解でよいか。	投資信託や外貨預金の積み立て契約は申込時のみが金商法適用の範囲と理解していたため、定義を明確に示していただきたい。
88	金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第3項	必要記載事項を満たした契約締結前交付書面を顧客に対し既に交付している場合、1年以内に同一内容の金融商品取引契約の締結を行い、その後1年以内にさらに同一の取引を繰返し行った場合には、それぞれ書面の交付があったものとみなされ、契約締結前の書面交付を行う必要はないと解してよいか(ロールオーバーされると解してよいか)。	
89	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第2号	「当該指標」の表示方法についてどの程度の表示が要求されるのか。例えば、多数の通貨に投資しているファンド(例:グローバル・ソブリン)の場合、金融指標として必要な表示は、全ての投資通貨か或いは主要な投資通貨だけでよいか。仮に主要な投資通貨とした場合は、ファンド全体に占める何割程度までを表示すればよいか。また、当該指標の表示期間はどの程度示せばよいか。	
90	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第4号	「当該金融商品取引業者等その他の者」の「その他の者」とは、具体的には何か。例えば、投資信託の場合、「当該金融商品取引業者等」とは販売会社を指し、「その他の者」とは委託会社を指すのか。また、例えば、国債の場合、「当該金融商品取引業者等」とは取扱金融機関を指し、「その他の者」とは国を指すのか。国の場合、国の「業務又は財産の状況により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」とは具体的にどのように記載すべきか。	不明確事項の確認
91	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第4号	有価証券管理業務を行っている者の業務・財産の状況の変化は、損失が生じることのある直接の原因には該当しないという理解でよいか。	有価証券管理業を行う者の信用状況は、当該有価証券の価格変動の直接的な原因ではなく、加えて分別管理等も実施されていると考えられるため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
92	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第5号	「預託すべき委託証拠金その他の保証金」には、通貨オプション取引のオプション料や、キャップ取引のキャップ料は含まれないとの認識でよいか。 匿名組合出資案件においては、投資家が、事業に要する各種費用を追加出資する義務が発生する可能性があるが、当該出資金は、「預託すべき委託証拠金その他の保証金」には該当しないとの理解でよいか。	「預託すべき委託保証金その他の保証金」の内容について確認したい。
93	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第6号	当該金融商品取引契約の終了の事由がある場合にあっては「その内容」とあるが、その内容は「終了事由の全部」を記載するとの意味か、それとも適宜要約して記載することは許容されると解釈してよいか。	
94	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第9号	「業者の概要」についてはどの程度の記載を要するのか。例えば、HP等他の媒体を参照する記載でもよいか。	概要と言っても多岐に亘ることから、投資家にとって必要と思われる業者の情報を明確にしていきたい。
95	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第10号	「当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要」とは、契約締結前書面の対象となっている金融商品取引行為以外に当該金融商品取引業者等が行っているすべての金融商品取引業について幅広く記載を求める趣旨か。例えば、HP等他の媒体を参照する記載でもよいか。 また、登録金融機関業務として行っている有価証券関連業務は含まれないとの認識でよいか。	
96	金融商品取引業等に関する内閣府令第84条第11号	「顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法」とあるが、事業所・営業単位等、当該取引の窓口となっている部署の連絡先に限定されることなく、例えば、代表電話番号やコールセンターの電話番号、あるいはインターネットにおける問い合わせ用HPやメールアドレスなどを記載すれば足りると考えてよいか、または「取扱店まで直接連絡してください」という表現でよいか。 投資信託の場合、投資信託会社(委託会社)の連絡先のみでよいか。受託会社、販売会社の連絡先も必要か。	連絡方法の具体的な表現を確認させて頂きたいもの。実務上、各営業店毎の電話番号を契約締結前交付書面へ印字・記載することは、システム開発の負荷が高いことから、左記の様な固定文言を記載し、各営業店毎の電話番号は別途提示する対応で問題ないかを確認したい。
97	金融商品取引業等に関する内閣府令第87条第2項、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第14条第3項	委託者及び受託者が信託受益権の発行者となる不動産信託契約の媒介を行う場合に、本条の適用がないことを確認したい。	不動産信託契約は、定義府令上、委託者と受託者が信託受益権の発行者となる権利であり、これを踏まえると、不動産信託契約の媒介は、信託業法第2条第8項の信託契約代理業に該当し、信託業法が適用になる信託契約の媒介と考えられるため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
98	金融商品取引業等に関する内閣府令第95条	登録金融機関において、「六 デリバティブ取引の受託等に係る手続に関する事項」とは、通常の銀行取引に必要な書類を除き、当該デリバティブ取引固有の手続として、取引の締結前に顧客が行わなければならない手続を記載するという理解でよいのか。	「デリバティブ取引の受託等に係る手続に関する事項」の明確化のため。
99	金融商品取引業等に関する内閣府令第95条第1項第2号、第5号	デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面の共通記載事項における「債務履行方法と決済方法」、「手数料の徴収方法」とは、口座からの引落とし等により行うという記載でよいのか。また、ここでいう「手数料」とは、金利スワップ取引のスワップレートや通貨オプション取引のオプション料に内包されている金融機関の収益は含まれないとの理解でよいのか。	記載内容について確認するもの。
100	金融商品取引業等に関する内閣府令第96条第1項第1号	店頭金融先物取引において「カバー取引相手方」を記載することとなっているが、相手方が特定できない場合には、記載不要と考えてよいのか。また、インターバンク市場参加者が、カバー取引をインターバンク市場において行い、ALM管理をしている銀行は対象外と(記載も不要)との理解でよいのか。	カバー取引相手方は契約締結前に特定できないケースも多く、顧客へ事前説明することは現実的に困難であるため。
101	金融商品取引業等に関する内閣府令第96条第1項第3号	店頭金融先物取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則における「店頭金融先物取引の受託等に係る禁止行為に関する事項」とは、法第38条の禁止行為を記載するという理解でよいのか。	内容の明確化のため。
102	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条	「投資信託契約の全部若しくは一部の解約があったとき」に交付する書面は現行の取引報告書と同じものという理解でよいのか。	取引報告書とは別途交付する書面が必要かを確認したい。
103	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条ほか	「契約締結前交付書面」、「契約締結時交付書面」とも、登録金融機関が行う金融商品仲介業務においては、当該登録金融機関又は委託金融商品取引業者のいずれかから交付されれば良いと考えてよいのか。また、登録金融機関において金融商品取引契約が成立しない場合には、書面交付は委託金融商品取引業者で行うことになるのか。	委託の範囲については、金融商品取引業者によって異なり、一律にどちらが交付すべきかを定めるべきものではなく、またいずれか一方が交付すれば、顧客保護の観点からは問題ないため。
104	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条	契約締結時等の書面交付は、一般的な事務処理に従い、顧客保護を害することがないように交付すれば、「遅滞なく」行っていると解しても良いのか。	事務処理、郵送に要する時間(例えば4営業日)を勘案した場合、顧客に送達されるまで相応の時間を要すると考えられるため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
105	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条、第115条	現行の金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項関係の別表16において「取引残高報告書を交付し又は通帳方式により通知しなければならない」(通帳方式で可)と規定しているが、新法でも現行規定が適用される(通帳方式で可)ということを確認したい。	通帳方式は現行可能とされているので、引き続きできることを確認したい。
106	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条	店頭デリバティブ取引で契約が成立した場合であって、契約することに当該取引の条件を記載した契約書を交付している場合(第117条に規定)については、契約締結時以外に書面を交付することを要しないという理解でよいか。	契約締結時以外の書面交付の内容の確認のため。
107	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条	「その他書面を交付するとき」の対象商品として特定預金等契約(外貨預金)は含まないという認識でよいか(特定預金等契約の場合は、契約が成立したときのみ契約締結時の書面を交付すればよいか)。	外貨預金については、取引残高報告書の交付は不要か。
108	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第3号イ、ロ、第115条第2項	顧客から第100条1項第3号イの請求があった場合、同書面における報告対象期間は何れの期間を指すか。	取引残高報告書の各記載事項における報告対象期間については、第115条第2項において「第100条1項第3号ロの四半期をいう」と定義されているが、第100条1項第3号イの請求があった場合の報告対象期間については不明確なため。
109	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第3号ロ	「事業年度の四半期の末日ごと」については、営業日ベースの提示でもよいか、事業年度が6ヶ月の場合でも「3ヶ月毎」の作成でよいか、本法の施行が本年9月末までに行われた場合、初回の取引残高報告書は9月末時点のものとなるのか。	同府令第115条第1項第6号で求められているデリバティブ取引の評価損益に関して、インターバンクでフルカバーしているものの評価損益については、暦日ベースでは現状表示ができないため(例:31日が土曜日だとすると、30日の時価しか表示不可)。 匿名組合出資案件について、当該匿名組合の営業者の決算が年2回の場合、各事業年度は6ヶ月毎となるため。 9月末時点のものとなった場合、システム対応が間に合わない可能性がある。
110	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第3号ロ	四半期に限らず、例えば毎月のように短いサイクルで顧客宛て手交することでもよいか。	大量の取引を行う顧客に対して、四半期毎では1回あたりの手交量が膨大となり、顧客利便性をむしろ損ねるため。
111	金融商品取引業等に関する内閣府令第100条第1項第3号ロ	取引残高報告書は、事業年度の四半期の末日ごと(直前に取引残高報告書を作成した日から一年間当該金融商品取引契約が成立しておらず、又は当該受渡しを行っていない場合には、当該日から一年を経過する日ごと)に交付するとあるが、店頭デリバティブ取引のように取引口座を設けない取引の場合、各個別取引が全て終了した後においては、取引残高報告書を交付する必要はないとの理解でよいか。	「保護預り口座」が存在しない取引について、取引終了後も取引残高報告書を交付し続けるのは負担も大きく、顧客にとっても利便性はないため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
112	金融商品取引業等に関する内閣府令第101条、第102条	「金融商品取引契約が成立した時」には、取引に先立って締結する「基本契約書の締結」は含まれないとの理解でよいか。	「基本契約書の締結」だけでは約定が伴わないため、契約締結時の書面の交付が困難であるため。
113	金融商品取引業等に関する内閣府令第101条、第102条	媒介のみを行う信託契約代理店においては、契約締結時交付書面は、代理店ではなく信託会社が行えばよいという理解でよいか。	法では「契約を締結しようとするときは」とあり、媒介のみを行う信託契約代理店には当てはまらないと考える。
114	金融商品取引業等に関する内閣府令第101条、第115条等	取引先が海外金融機関・証券会社である場合でも、金商法規制の対象となり、法定帳簿の作成・保管は必要か。必要な場合、契約締結時交付書面、取引残高報告書の作成は不要と考えてよいか。	法定帳簿作成・保管の要否の確認と法定帳簿の作成・保管対象の確定のため。店頭デリバティブ業務においてはブローカー経由で、海外金融・証券会社と取引を成約するなど、相当の取引ボリュームとなっている。本邦における投資家保護の観点からは海外金融機関・証券会社は保護の対象とはなり得ないため、左記の法定帳簿についても作成不要であることを確認したい。
115	金融商品取引業等に関する内閣府令第101条第1項第6号	「租税に関する事項」の「租税」とは、顧客が支払う手数料に伴う租税のことか、あるいは、顧客が受け取る金銭等に係る租税を指すのか。 本事項について、例えば、「本取引の会計・税務処理については必ず事前に公認会計士・監査法人・税理士にご相談下さい。」とだけ記載しても問題ないか。	租税の定義が不明確である。租税については、例えば法人の種類（営利法人、非営利法人）によって異なる場合、あるいは、税務当局の見解が変更される場合もあり、予め明記することが困難なケースが想定されるため。
116	金融商品取引業等に関する内閣府令第101条第1項第8号	「当該金融商品取引業者等に連絡する方法」とは、事業所・営業単位等、当該取引の窓口となっている部署の連絡先に限定されることなく、例えば、代表電話番号やコールセンターの電話番号、あるいはインターネットにおける問い合わせ用HPやメールアドレスなどを記載すれば足りると考えてよいか、または「取扱店まで直接連絡してください」という表現でよいか。	連絡方法の具体的な表現を確認させていただきたい。実務上、各営業店毎の電話番号を契約締結時交付書面へ印字・記載することは、システム開発の負荷が高いことから、左記の様な固定文言を記載し、各営業店毎の電話番号は別途提示する対応で問題無いかを確認致したい。
117	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第1号	「自己又は委託の別並びに委託の場合にあっては、相手方の商号、名称…」とあるが、投資信託において「自己」「委託」とはどのような区分をさすのか。	新規に対応が必要なため。
118	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第2号	顧客交付書面については、従来どおりの表記を継続することも可としていただきたい。例えば、「売付けまたは買付けの別…」とあるが、現先取引の場合、(顧客から見て)買戻し条件付売りの場合は、「スタート」を「売付け」、「エンド」を「買付け」、売戻し条件付買いの場合は、「スタート」を「買付け」、「エンド」を「売付け」として取り扱うことでよいか。	従来から現先取引においては、スタート、エンドという表記を採っており、顧客にも浸透している。この表記を変更することは、システム対応等、業者側の負担が増加するのみならず、この表記で理解している顧客側の混乱を招きかねないため、従来通りの表記を継続したいと考えるもの。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
119	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第2号	店頭デリバティブ取引については新規・解約の別のみ表示し、オプションについては加えて売買区分を表示するという理解でよいか。	店頭デリバティブ取引については(オプションを除き)売買区分等、当該項目にあてはまる事象が存在しないため。
120	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第2号	NDF取引(現地通貨の受け渡しはなく、ネット金額のみを一定の期日にあらかじめ設定したレートを使って、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済するもの)は、法第2条第22項第1号に該当するか、第2号に該当するか(第1号に該当する場合、契約締結時交付書面への本号に係る記載は不要と解してよいか)。	NDF取引の法的位置付けによっては、交付書面への記載事項が異なるため、確認するもの。
121	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第2号イ～ニ、第115条第1項第2号八	左記の規定における「当事者」については、以下のような記載でよいか。 (例)金利スワップの場合：変動金利の受け手と払い手 通貨オプションの場合：オプションの購入者と売却者 NDF取引の場合：輸入サイド(ヘッジ対象通貨の購入)と輸出サイド(ヘッジ対象通貨の売却)	店頭デリバティブ取引における取引残高報告書の定義が不明確なため。
122	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第2号	上回るというのは通貨オプション等為替関連デリバティブ取引の場合、自国通貨建てを言うのか外国通貨建てを言うのか不明確であるが、当該通貨の一般的な建値を使用すればよいという理解でよいか。	当該通貨の一般的な建値を使用することで問題ないと考えられるため。
123	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第3号	「銘柄(取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む)」とあるが、店頭デリバティブ取引においては、例えば以下のような記載でよいか。 例：「金利デリバティブ」「通貨オプション」「天候デリバティブ」	「銘柄(取引の対象となる金融商品、金融指標その他これらに相当するものを含む)」の具体的な記載内容について確認するもの。
124	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第4号	「約定数量」とあるが、店頭デリバティブ取引では当初想定元本でよいか。	店頭デリバティブ取引では、「約定数量」に該当しうるものは「当初想定元本」しかないため、確認するもの。
125	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項	店頭デリバティブ取引については自己しかなく、記載不要と考えてよいか。	自己しかない場合に区別を表示する必要はなく、システム面の変更を回避したい。現行金先法ではこの区分は求められておらず、実務的に問題が生じないとする。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
126	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第5号	店頭デリバティブ取引については、「単価」の記載は不要、「対価の額」についても一体契約として顧客と契約時に金銭の受払いがない取引については記載不要という理解でよいか。また、「単価」について、通貨オプション・NDFについては、「対価の額」(通貨オプションについては対価をオプション料とし、NDFについては対価をヘッジ対象通貨額×締結相場によって算出される決済通貨額とすれば)を記載すれば、「単価」の記載は不要であるという理解でよいか。また、「取引一単位あたりの金額又は数値」については、金利スワップ、通貨オプション・NDFには関係ないという理解でよいか。	店頭デリバティブ取引は証券等現物の受渡のない取引であり単価は存在しない。対価の額についても、一体契約として顧客と契約時に金銭の受払いがない取引については存在しないため。
127	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第6号	一般的に店頭デリバティブ取引については手数料はないが、その場合は本号に記載する内容は前号と同内容のため、記載不要という理解でよいか。	顧客取引条件と市場取引条件の差により獲得する収益は手数料には含まれないとの認識しているため。
128	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第6号、第115条第1項第2号チ	「顧客が支払うこととなる金銭の額」とは、金利スワップや通貨オプションについては何を想定しているか。また「計算方法」は「当行所定」との記載でよいか。NDF取引においては、決済金額とすれば契約時には確定しないので記載不要でよいか。なお、NDFの決済金額の決定方法については別途説明をおこなっているが、NDFの決済相場が確定した場合においてどのような計算で受払金額が算出されるかの説明及び書類の作成時点で差額が確定していない旨を、締結時書面(および残高報告書(第115条(残高報告書)第1項第2号チ「支払金額及び手数料」)の中に記載する必要がないことも確認したい。	金利スワップについてはスワップレート、通貨オプションについてはオプション料を想定しているのであれば、契約書への記載は極めて困難である。
129	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第1項第7号	契約締結時交付書面の「取引の種類」とは、「有価証券の売買その他の取引」あるいは「デリバティブ取引等」のいずれかを記載すればよいか。	
130	金融商品取引業等に関する内閣府令第102条第3項	契約締結時の書面交付において国債の入札前取引の銘柄が確定しての書面交付は当該発行日ではなく、それ以前の銘柄確定時点で交付してよいか。	国債の入札前取引について銘柄が確定するのは発行日以前であることから、顧客保護の観点より速やかに送付する方が望ましいと考えるため。
131	金融商品取引業等に関する内閣府令第103条	有価証券関連デリバティブ取引に関し、限月間スプレッド取引にかかる旨記載するとあるが、これはいわゆる債券先物に限定してよいのか。	スプレッド取引として単体取引を紐付け管理する必要性とその対象取引を確認するため。
132	金融商品取引業等に関する内閣府令第104条第1項第4号	デリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の記載事項の特則における「期限前に決済」とは、具体的にはどのような事態を想定しているのか。デリバティブ取引の反対取引や解約とは異なる概念であると考えてよいか。	記載内容について確認するもの。実務上、契約書に反対取引である旨の記載をすることは極めて困難。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
133	金融商品取引業等に関する内閣府令第114条	金商法第2条第8項第13号に掲げられている行為のうち、投資一任契約の締結の媒介に際しては、金融商品取引契約が成立することはないので契約締結時等書面は不要との解釈でよいか。	内容の明確化のため。
134	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第2号	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案) - 3 - 3(1) に基づき、契約成立時に必要な事項を記載した書面を別途交付している場合、店頭デリバティブ取引について取引残高報告書中に再度記載する必要はないと考えるが、この理解でよいか。	店頭デリバティブ取引は長期取引が主体であり、再度記載すると膨大な記載となり、顧客利便性をむしろ損ねるため。
135	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第2号ハ	上回るというのは通貨オプション等為替関連デリバティブ取引の場合、自国通貨建てかと言うのか外国通貨建てを言うのが不明確であるが、当該通貨の一般的な建値を使用すればよいという理解でよいか。	当該通貨の一般的な建値を使用することで問題ないと考えられるため。
136	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第2号ニ	取引残高報告書の記載事項等において、「デリバティブ取引の種類」とあるが、「店頭デリバティブ」「市場デリバティブ取引」「外国市場デリバティブ取引」と明示することでよいか。	金融商品取引業者等に関する内閣府令第102条第1項第7号との整合性を確認したい。
137	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第2号ホ	「銘柄」には、店頭デリバティブ取引については、通貨、金利の種類を記載するという理解でよいか。	「銘柄」とは個別金融商品名ではなく、社会一般に広く受け入れられている程度で示すことが妥当と考えるため。
138	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第2号ト	店頭デリバティブ取引については単価の記載は不要、対価の額についても一体契約として顧客と契約時に金銭の受払いがない取引については記載不要という理解でよいか。	店頭デリバティブ取引は証券等現物の受渡のない取引であり単価は存在しない。対価の額についても、一体契約として顧客と契約時に金銭の受払いがない取引については存在しない。
139	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第2号チ	一般的に店頭デリバティブ取引については手数料はないが、その場合は記載不要という理解でよいか。	顧客取引条件と市場取引条件の差により獲得する収益は手数料には含まれないとの認識のため。
140	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第2号リ	店頭デリバティブ取引については記載不要という理解でよいか。	店頭デリバティブ取引は証券等現物の受渡のない取引であり現物取引、信用取引、先物取引、先渡取引の区分に合致しない。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
141	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第4号	登録金融機関(銀行等)が行う 投資信託や公共債等の取引の場合、店頭デリバティブ取引の場合は記載不要という理解でよいか。	については、銀行における投資信託や公共債の場合、普通預金等から代金を徴求することが大半であり、証券会社のような金銭残高は無いため、については、店頭デリバティブ取引に関する固有の口座はなく、金銭の受け渡しは、預金業務として通帳等の手段により顧客報知を行っているため。
142	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第5号	登録金融機関(銀行等)が行う 投資信託や公共債等の取引の場合、店頭デリバティブ取引の場合は記載不要という理解でよいか。	については、銀行における投資信託や公共債の場合、普通預金等から代金を徴求することが大半であり、証券会社のような金銭残高は無いため、については、金銭の残高は預金業務であり、またデリバティブ取引には有価証券残高はないため。
143	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第1項第6号	「デリバティブ取引の未決済勘定明細及び評価損益」とあるが、「未決済勘定明細」とは何を指すか。「評価損益」とは業者の独自の評価基準に基づく値を使用するものという理解でよいか。また、円換算の時価でよいか。	店頭デリバティブ取引における取引残高報告書の定義が不明なため。
144	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第5項第1号	請求により取引残高報告書を作成する場合、記載事項を省略できる場合として、取引残高報告書に「デリバティブ取引等に係る金銭の受渡しが終了している旨の記載」がある場合とあるが、契約締結時で、かつ、受渡しが未済の場合は、本号に基づく記載事項の省略は不可ということか。	店頭デリバティブ取引における取引残高報告書の定義が不明なため。
145	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第6項	法律施行前に締結済みの契約について、既に契約締結時交付書面に相当する書面を交付していれば、法律施行後に交付する取引残高報告書の記載事項について、本項(取引残高報告書への記載の省略)を適用してもよいか。	既存分の対応について明確化が必要。
146	金融商品取引業等に関する内閣府令第115条第6項、第117条	個別のデリバティブ取引について第117条に掲げる契約締結時交付書面等の交付を要しない場合においても、少なくとも店頭デリバティブ取引は当該取引の条件を記載した契約書をもって第115条第6項における契約締結時交付書面と読み替えることにより同条項を適用できるという理解でよいか。	店頭デリバティブ取引については、第117条第1項第2号イが当該取引の条件を記載した契約書をもって契約締結時交付書面等に代用できるとの趣旨であることを勘案し、取引残高報告書について第115条第6項により同契約書の記載事項を省略できると考えるもの。
147	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号イ	第1項第1号のイの「累積投資契約」とは、投資信託の定時定額購入も含まれると理解してよいか。	投資信託の定時定額購入の場合、毎月購入している顧客が大半であり、当該顧客の全てへ毎月契約締結時交付書面を交付することは、金融機関にとって多大なシステム投資の負荷が必要となることから、確認したい。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
148	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号イ	店頭デリバティブ取引については、契約毎に取引条件を記載した契約書を交付すれば、契約締結時交付書面の交付は不要とされているが、「当該取引の条件」を記載していれば、契約締結時交付書面で記載が求められる事項については記載不要との理解でよいのか。	契約書の記載事項について確認するもの。
149	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第8号	第1項第8号では、契約変更時に都度変更内容を記載した書面を交付することでもよいのか。	当該金融商品が有する変更可能な項目が多岐に亘る場合、変更内容を同一書面上に全てを記載することは困難と思料されることから、変更契約の都度、当該変更契約の内容のみを記載した書面を交付することでもよいかを確認させていただきたい。
150	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第8号	第1項第8号では、ダイレクトチャネルにおいて契約締結時交付書面に当該金融商品に係る変更取引を予め全量網羅的に記載したうえで、電磁的方法で交付することでもよいのか。	当該金融商品が有する変更可能な項目が多岐に亘る場合、ダイレクトチャネルで変更契約内容毎に契約書面を電磁的方法等により交付することは、金融機関にとって多大なシステム投資の負荷が必要となることから、確認したい。
151	金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第8号	第1項第8号では、投資信託の定時定額購入の変更契約(例えば、毎回の購入金額の変更や毎回の購入日の変更等)は含まれるのか。	変更契約の定義を確認させていただきたい。
152	金融商品取引業等に関する内閣府令第124条第1項イ(同府令第82条第3項)	同府令第124条第1項イで「契約締結前交付書面の交付に際して、必要な方法及び程度による説明をしないこと」が禁止行為とされている。一方、同府令第82条第3項では「契約締結前交付書面を交付した日から1年以内に同一の内容の金融商品取引契約の締結を行った場合は、交付したものとみなす。」と規定されている。第82条第3項に基づき書面を交付しない場合であっても、契約の都度第124条第1項イが適用されるとの考え方でよいのか。また、みなし交付の上、契約締結を行ってから1年以内であれば、再度、みなし交付に基づいて締結してもよいのか。	書面交付義務の例外規定が定められている一方で、交付時に「必要な方法及び程度による説明をしないこと」が禁止行為とされており、例外規定時の取扱いが不明確であるため。
153	金融商品取引業等に関する内閣府令第125条、第126条、第127条、第128条、第129条	外貨預金の場合、為替レートに内包する手数料を返還する場合や預入時に遡って金利を上乗せすることは、損失補てんではないとの理解でよいのか(手数料の減免や利息の上乗せという理解でよいのか)。銀行法施行規則第14条の11の29第4項の特定預金における顧客もしくは第三者への特別の利益を提供する行為に該当しないか。	外貨預金について、損失補てん禁止の規定が設けられたため。
154	金融商品取引業等に関する内閣府令第127条	有価証券関連以外のデリバティブ取引など、現行の証券取引法で規制対象となっていない商品について、施行前に契約した取引について事故(同府令第125条第1号)に該当する事象が発生した場合には、同条に基づく事故確認申請は不要と解してよいのか。	事故確認申請の要否について確認したい。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
155	金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第4号	短期社債の場合、有価証券報告書・決算短信等の公開情報または発行体より提出を受けた発行体等に係る説明書及び外部格付機関の外部格付を参考に一定期間毎に社内審査により取扱枠を設けて当該枠の範囲内で取扱うことが通常であるが、こうした取扱いが「適切な審査」を行っていると考えてよいか。	短期社債の元引受けについては、場合によっては毎日発生する等頻度が多く、引受毎に都度審査するのではなく、通常は一定期間毎に公開情報及び外部格付によって財務状況及び経営成績等の審査を行っているため。
156	金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第11号	短期社債に関して、元引受けされた社債券の私募の取扱いは、申込期間自体が存在しないが、この場合は顧客説明は不要という理解でよいか。	短期社債市場では申込期間という概念がないため。
157	金融商品取引業等に関する内閣府令第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条	デリバティブ取引について、ISDA Credit Support Annex(CSA)においては、取引の時価状況等により、消費貸借契約に基づき担保の授受を行っているが、当該担保について分別管理の対象外となることを確認致したい。	
158	金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項	同条第1項に規定する有価証券に「社振法に基づき振替機関で口座管理する顧客の有価証券」は包含されないという認識でよいか。	
159	金融商品取引業等に関する内閣府令第148条(金融商品取引法第43条の2)	顧客分別金信託の要件につき記載されているが、金融機関を対象とした公共債の窓販で募集等受入金を事前に受入れる場合も該当するか。	金融商品取引法第43条の2の2項で「対象有価証券取引に関し、顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者が顧客から預託を受けた金銭」について信託会社等に信託しなければならないとなっているため、金融機関を対象とした公共債の窓販で募集等受入金を事前に受入れる場合も該当するか確認したい。
160	金融商品取引業等に関する内閣府令第150条	銀行が有価証券管理業務を行う場合に、顧客の金銭を管理する際には、顧客分別金信託分別金として信託銀行に預けずに、銀行の顧客の預金口座の管理でよいか。	銀行の場合には、預金として顧客分を区分して管理しており、この方法で継続管理することで問題ないとするため。
161	金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第2号	本号と、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案)の -1-1-(6)(9)のいわゆる「機微情報」に関する規制との関係を確認したい。	登録金融機関の固有の問題としては、監督指針上の短期社債・私募の取扱いに関する業務における機微情報の取扱いに関する規制を、法令上明確にしたという位置付けと理解してよいか。または、上記の取引以外を対象としているのか。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
162	金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第4号、第5号	金融商品取引契約の締結に際し、顧客から登録金融機関に対し信用の供与の申し入れが存在する場合において、例えば登録金融機関による優越的地位の濫用等の蓋然性が乏しいと外形的にもみなせる等の場合に、当該登録金融機関が投資家保護に十分に配慮し、また適合性の原則からも投資家保護の観点からの懸念が小さいと判断される場合には、顧客からの申し出による当該信用の供与は第4号又は第5号に言う「条件」に該当しないことを確認したい。	「条件として」の内容について確認するもの。
163	金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第7号口	私募の取扱いにあたっては、取扱い対象となる有価証券につき「発行開示書類」が作成されないことから、「自己が借入金の主たる借入先」である旨は説明不要との理解でよいか。	
164	金融商品取引業等に関する内閣府令第163条	特定投資家の適用除外の例外として定められる「顧客からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合」とは、特定投資家からの個別の取引に関する照会に対して、一般投資家からの個別の取引に関する照会に対しての回答のための体制整備と同程度の回答体制を整備することを求められるもの、との理解でよいか。	照会への回答の体制のレベル感を確認したいため。
165	金融商品取引業等に関する内閣府令第164条	金商法規制の対象取引と非対象取引が混在している業務の場合、特に区別せず、全てに対し法定帳簿を作成・保管することは可能か。	例えば、取引相手先毎に作成要否を業務システムで管理する必要があるか確認するため。
166	金融商品取引業等に関する内閣府令第164条、第191条	法第2条第8項第1号取引のうち銀行が自己勘定で投資目的で行うものは法第33条の2により本条の対象外と理解しているがそれでよいか。また現在特定取引勘定で自己の取引として行っているものについてはどうか。	トレーディング(含む商品有価証券勘定)で行っている債券先物・金利先物についての法定帳簿上の位置付けが不明瞭のため。
167	金融商品取引業等に関する内閣府令第164条第1項第12号	「分別管理監査の結果に関する記録」とあるが、監査とは外部監査のことを意味するのか。また、結果に関する記録とは、どのようなものが記載されていればよいのか。	具体的にどのようなものを準備すればよいのか定義を明示していただきたいため。
168	金融商品取引業等に関する内閣府令第165条第1項(第191条第1項)	投資信託の注文伝票について、取引日記帳をその写しとし約定日、約定数量を表示する対応でよいか。	
169	金融商品取引業等に関する内閣府令第165条第1項第3号	店頭デリバティブ取引については金利スワップ、通貨オプション等の分類を記載するという理解でよいか。	「取引の種類」とは個別金融商品名ではなく、社会一般に広く受け入れられている程度で示すことが妥当と考えるため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
170	金融商品取引業等に関する内閣府令第165条第1項第4号	通貨、金利の種類を指すとの理解でよいか。	「銘柄」とは個別金融商品名ではなく、社会一般に広く受け入れられている程度で示すことが妥当と考えるため。
171	金融商品取引業等に関する内閣府令第165条第1項第5号イ～ニ	上回るというのは通貨オプション等為替関連デリバティブ取引の場合、自国通貨建てを言うのか外国通貨建てを言うのか不明確であるが、当該通貨の一般的な建値を使用すればよいという理解でよいか。	当該通貨の一般的な建値を使用することで問題ないと考えられるため。
172	金融商品取引業等に関する内閣府令第165条第2項第3号イ	「自己の取引の発注の場合にあっては発注を行うときまで」に電子計算機へ入力するとあるが、入力と発注が同時でもよいか。すなわち、発注を行う端末に入力した発注データを使用して電磁的記録による注文伝票を作成することも許容されるか。	取引慣行では、端末により発注行為を行う場合、発注内容の端末入力に先立って、別途同内容を別端末等に入力することは考え難い。
173	金融商品取引業等に関する内閣府令第165条第2項第3号ロ	注文伝票を電磁的記録により作成する場合、自動的に記録される日時は、受注・発注日時ではなく、電子計算機への入力日時という理解でよいか。	
174	金融商品取引業等に関する内閣府令第165条第3項第3号	取引契約書で代替できるとあるが、取引契約書に不足項目を適宜補記する形で許容されるか。	不足項目の内、約定時刻、受注時刻等、業務システムで新たに管理する必要を確認するため。加えて、注文伝票として取引契約書とは別に作成する必要を確認するため。
175	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条	取引日記帳は、取引報告書(=契約締結時交付書面)の控(写)と兼用可能として良いか。	
176	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第1項第2号	「顧客の氏名又は名称」と「相手先の氏名又は名称」という表現の違いは、相手が顧客なのか、顧客以外の業者等なのかの表現を分けたものと考えて良いか。	
177	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第1項第2号、第8号	相対取引の場合、第2号の顧客と第8号の相手方は同一と考えられることから、「取引先」という名称で統一してもよいか。	相対取引の特性に鑑み、記載内容が許容可能と考えられるため。
178	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第1項第4号	店頭デリバティブ取引については通貨、金利の種類を記載することでよいか。	「銘柄」とは個別金融商品名ではなく、社会一般に広く受け入れられている程度で示すことが妥当と考えるため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
179	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第1項第6号	取引日記帳記載項目の約定価格は、金融商品取引業等府令第166条第1項第5号の単価と実質的には一致していると思われるので省略してもよいか。	債券取引の取引特性に鑑み、記載通りの対応が可能と考えられるため。
180	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第1項第7号	店頭デリバティブ取引において、受渡年月日とはどの日を指すのか。	
181	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第1項第8号	新規に発行される社債券、特定社債券または特定目的会社の優先出資証券の私募の取扱いにおいて、「相手方」は誰になると考えればよいか。	私募の取扱いは顧客(投資者)と発行者の仲立ちを行うものであるため、あえて言えば「相手方」は発行者となると考えられるが、発行者を記載すべきものなのか、該当なしとして何も記載しないのか、どちらによるべきかを明確に示していただきたい。
182	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第1項第11号へ	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案) - 3 - 3(1) に基づき、成立する取引内容が別途当該取引に関する帳簿に記載されている場合は省略可能との認識でよいか。	店頭デリバティブ取引は長期取引が主体であり、取引日記帳に記載するとなると膨大な記載となり、別途作成する帳簿で管理することが妥当であるため。
183	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第2項第4号	取引日記帳において「受渡年月日欄は実際に受渡しを行った月日を記載すること」とあるが、債券取引でのフェイル発生により全量、もしくは一部の受渡において受渡日が当初約定時に定めた日と異なる受渡日となることによる実際の受渡日を取引日記帳へ記録するのではなく、別途フェイル状況を管理する帳票等に記録管理することも可としていただきたい。	債券受渡においてフェイル発生は通常化しており、発生の都度、受渡記録を取引日記帳に記録していくためのシステム対応負荷が増大するため、記載方法による管理を認めていただくもの。
184	金融商品取引業等に関する内閣府令第166条第2項第5号	取引日記帳への記載において「クロス取引についてはその旨を表示する」とあるが、国債先物、同先物オプションの同一ディーラーによる寄付・引け時の売り/買い同額注文はクロス取引との認識でよいか。	表示すべきクロス取引の対象取引を明確にしたい(システム開発の必要があるため)。
185	金融商品取引業等に関する内閣府令第171条、第115条第1項第1号	顧客勘定元帳の作成において信用取引等のうち取引所取引である自己取引の国債先物・同オプション取引、及び外国債券先物・同オプション取引は含まれないとの認識でよいか。 また、顧客勘定元帳は、銀行の自己取引として短資業者等や証券会社等との間で行う相対取引については作成対象外としてよいか。	取引特性、帳簿書類の趣旨に鑑み、記載内容の認識が妥当と思われるが、顧客勘定元帳、取引残高報告書の作成対象を確認するもの。
186	金融商品取引業等に関する内閣府令第171条第1項第1号口	顧客勘定元帳において信用取引等で約諾書番号の記載を必要としているのは受託業務に関するものと考えてよいか(自己取引の選択権付売買は対象外と考えてよいか)。	約諾書番号の必要となる取引を明確にしたいため(システム開発負荷に影響)。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
187	金融商品取引業等に関する内閣府令第171条第1項第1号ロ	「約諾書番号」とは何を指すのか。	
188	金融商品取引業等に関する内閣府令第171条第1項第1号ハ	店頭デリバティブ取引については通貨、金利の種類を記載するという理解でよいのか。	「銘柄」とは個別金融商品名ではなく、社会一般に広く受け入れられている程度で示すことが妥当と考えるため。
189	金融商品取引業等に関する内閣府令第171条第1項第1号ニ	店頭デリバティブ取引については金利スワップ、通貨オプション等の分類を記載するという理解でよいのか。	「取引の種類」とは個別金融商品名ではなく、社会一般に広く受け入れられている程度で示すことが妥当と考えるため。
190	金融商品取引業等に関する内閣府令第171条第1項第1号ル	顧客勘定元帳の選択権付債券売買の記載において差引残高とあるのはオプションプレミアムの入出金に関する差引残高と考えてよいのか。	取引特性に鑑み、記載内容の認識が妥当と思われるが、顧客勘定元帳の選択権付債券売買に関する記載事項を確認するもの。
191	金融商品取引業等に関する内閣府令第171条第1項第1号ヲ	顧客勘定元帳の記載項目となっている保証金、証拠金はあくまで顧客から受入、あるいは顧客へ返却するものが対象と考えてよいのか(自己取引のために東京証券取引所等に差し入れのものは対象外)。	保証金、証拠金の対象を明確にしたいため(システム開発負荷に影響)。
192	金融商品取引業等に関する内閣府令第171条第1項第2号へ	登録金融機関において顧客勘定元帳に記載しなければならない事項について 同号へ「借方、貸方及び残高」の「借方、貸方」については、その表示形式の如何を問わず、貸借の区別が明確に分かるように記載されていれば足りることを確認したい。(例えば、顧客別・銘柄毎に、売りはマイナス表示、買いはプラス表示など。) 同号へ「借方、貸方及び残高」の「残高」とは、何の残高を指すか。貸方借方の差し引き残高を指すか、顧客毎の残高合計を指すか。 同号へ「借方、貸方及び残高」については、登録金融機関については、現行の金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項第1号関係別表において規定されていないが、新たに対応が必要ということか。必要であれば、新たに必要となる経緯・目的は何か。 同号ト・チ「スタート分の取引又はエンド分の取引の別」および「現先取引についてはその旨」については、現行「金融機関の証券業務に関する内閣府令」においては、現先取引に限定された表示項目であったが、今般の改正後においても、同様に該当する取引がある場合のみ、記載することによりか。なお、上記の項目について、登録金融機関においても記載が必要となった場合、大幅なシステム対応が必要な仕様変更であるため、十分な経過措置期間を設けられたい。	不明確事項の確認
193	金融商品取引業等に関する内閣府令第174条	帳票名「トレーディング商品勘定元帳」のトレーディング商品とはなにか。バンキング勘定の取引も対象になるのか。	対象となる取引の明確化のため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
194	金融商品取引業等に関する内閣府令第174条、第191条	トレーディング商品勘定元帳に記載すべき取引(商品)は商品勘定のみの認識でよいか。外国債券(外債)、外債先物取引及び外債先物オプション取引に関しても、商品勘定でなければ不要との認識でよいか。	帳簿書類作成の対象となる商品について、確認させていただくもの。
195	金融商品取引業等に関する内閣府令第174条第1項第2号ル	トレーディング商品勘定元帳の記載事項として、現物、先物、オプションにつき、残数量・残金額・未決済約定金額を記載するとあるが、これは複数注文のうち一部が約定となった場合の未約定部分を記載するということが、また、これは本法定帳簿のみか。	所謂、Partial Doneの場合の記載方法を確認するため(業務システム上に既注文・未約定分も管理する必要があるか確認するため)。
196	金融商品取引業等に関する内閣府令第174条第1項第3号リ	オプション取引・先物取引における残数量、残金額とは何を示すのか。オプション取引・先物取引は証券等現物の受渡のない取引であり単価は存在しない。みなし損益相当額とは時価金額をさすのか。	従来概念が存在しない項目のため、オプション取引・先物取引に当該項目をあてはめた時の認識を確認させていただきたい。
197	金融商品取引業等に関する内閣府令第174条第1項第4号リ	「割引利率」とは、法第2条第22項第5号における取引では、評価に使用した割引率を通貨ごとに表示するのか、また、該当日の割引率を全て個別に表示するのか、あるいは算出に使用した基準期間の割引率のみの記載でよいか。	
198	金融商品取引業等に関する内閣府令第174条第2項第1号	「銘柄毎に取引の経過を個別に記載すること」とあるが、銘柄が特定できれば、複数銘柄を受渡日順に並べるという方法にすることでよいか。	取引特性、報告書内容に鑑み、記載内容の認識が妥当と思われるが、記載方法を確認するもの。
199	金融商品取引業等に関する内閣府令第174条第3項第5号	先物取引については、「トレーディング商品勘定元帳」を「取引日記帳」で代用可能と記載されているが、オプション取引も同様に、取引日記帳で代用できるようにしていただきたい。	取引の性質上、オプション取引においても先物取引同様、代用可能と考えられるため。
200	金融商品取引業等に関する内閣府令第175条	現先取引勘定元帳の作成頻度は、明確に記載されていないように思われるが、月1回との認識してよいか。	現状、同じ趣旨で作成している特定取引勘定元帳の作成は月1回であり、金商法においても同じ頻度でよいか、確認するため。
201	金融商品取引業等に関する内閣府令第191条	証券取引法にも金先法にも規定がなかったため外債先物・同オプションの自己取引は、今まで法定帳簿は作成していない。今回の金融商品取引法及び内閣府令では必ずしも明確ではないが、商品勘定(トレーディング勘定)のみ帳簿書類の作成対象であり、特定取引勘定取引は法定帳簿作成の対象外との認識でよいか。	外国債券先物/先物オプションについては自己取引のみ行なっているが、商品勘定ではなく特定取引勘定で行なっており、また対顧客取引は一切実施していないため、帳簿書類の作成要否を明確にしたい。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
202	金融商品取引業等に関する内閣府令第191条	登録金融機関の作成すべき業務に関する帳簿種類は現行の金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条により窓口販売業務、ディーリング業務、先物取次業務等に関して作成することと規定されており投資勘定での取引は対象となっていないが金融商品取引法においても引き続き作成対象外との認識でよいか。	府令での記載がなくなったため、作成要否を確認するもの(システム対応負荷に影響)
203	金融商品取引業等に関する内閣府令第191条第2項	業務に関する帳簿書面のうち、顧客への交付書面(契約締結前・締結時等交付書面など)について、電子処理(イメージ処理)したものをサーバー等に保存することで問題ないか。	全てを紙で保存されることが義務付けられると、営業店を含め相当な物理的スペースが必要となり、また書類検索等が必要となった場合に極めて非効率。業務効率化の観点から、電子化が可能か確認したい。
204	金融商品取引業等に関する内閣府令第191条第2項	現行と同様、取引残高報告書の写しの保存については、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿に取引残高報告書控えを兼ねる旨の表示をすることにより、これに代えることができると考えて良いか。	
205	金融商品取引業等に関する内閣府令第192条第2項第6号イ	「申込みを受けたときに」直ちに入力したものでなければ、電磁的記録として扱うことはできないのか。	顧客の自宅で申込みを受け、帰社後に入力する場合が十分想定されるため。
206	金融商品取引業等に関する内閣府令第193条	「顧客より受入れた金融商品仲介業務に係る金銭及び有価証券について」、の規定について、登録金融機関と顧客との間で金銭及び有価証券の授受を行わないビジネスモデルでは登録金融機関は「金融商品仲介預り明細簿」の作成は必要ないとの理解でよいか。	現行法では、登録金融機関と顧客との間で金銭・有価証券の預託を受けない場合には、当該顧客と債権債務関係が明確(債権債務関係が無い)であることから、「金融機関の証券業務に関する内閣府令」別表18の「証券仲介預り明細簿」及び「証券仲介業務に係る残高報告書」は作成義務は無いことになっている。これは、金商法施行後も同様(「金融商品仲介預り明細簿」の作成は不要)との理解でよいか確認致したい。
207	金融商品取引業等に関する内閣府令第196条	金融商品取引責任準備金の計算の基礎となるデリバティブ取引の契約金額は「想定元本」という理解でよいか。	契約金額の定義の確認のため
208	金融商品取引業等に関する内閣府令第251条第1項第2号	本号の「官公署の証明書に代わる書面」の手当ては実務上難しく、第3号に含め誓約書で対応することでよいか。	実務上対応が困難であると考え。
209	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第5条	株券等信託受益証券に係る換算の方法について、「議決権の数」とされているが、信託受益証券の保有者が、受託有価証券に係る議決権を保有する場合に保有に計上し、当該議決権の数を「株式の数」に換算した数を保有に加えるという事でよいか。	

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
210	銀行法施行令第4条の5第1号ほか	「～顧客が支払うべき対価～」は「一般的に顧客が支払うべき対価」のことを指しており、「顧客の個別要望により、顧客が支払うこととなる可能性がある対価」は含まれない、という理解でよいか。	外貨預金等契約(含む外貨建て保険、投信)の場合、当該契約の他に顧客の要望により、外国為替、外貨両替、外国送金等の手数料が発生するケースがあり、これらを個別契約ごとに、あるいは網羅的に表示・記載することは困難である。例えば、外貨預金の払出しに際し顧客が支払うべき対価としては、「為替手数料(を含んだTTS/TTBレートの適用)」が一般的であるが、顧客の個別要望により「外貨現金での受取」、「外貨T/Cでの受取」、「外貨建て送金による受取」等の払出し方法も可能となるため。
211	銀行法施行令第4条の5第2号	「直接の原因」とあるが、例えば、デリバティブを内包した特定預金の場合、説明の対象となるのは特定預金に内包されたデリバティブのインデックスと解してよいか。	
212	銀行法施行規則第13条	投資顧問契約・投資一任契約の締結の媒介が追加(銀行のみ)されているが、ラップ口座は、銀行が、勧誘時に契約締結の代理・媒介は可能であるが、助言することは不可という理解でよいか。	「金融商品取引業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介を銀行の付随業務に追加する。」こととなったが、「投資顧問契約に基づく助言は、銀行法の業務範囲に含まれず不可。」と考えられ、確認するため。
213	銀行法施行規則第13条の2の2	「金融商品取引法制の政令案・内閣府令案等の概要」(平成19年4月 金融庁総務企画局)の参考資料P.13 には、銀行の付随業務に追加された算定割当量(いわゆる排出権)に関連する取引は、排出権デリバティブ取引のみならず、排出権の取得・譲渡の媒介、および排出権のコンサルティング業務も該当すると読み取れる記載があるが、その根拠条文をお示しいただきたい。	排出権の取得・譲渡の媒介、および排出権コンサルティング業務に関する条文が見当たらないため。
214	銀行法施行規則第14条の11の4第1号	外貨定期預金(中途解約時にキャンセルコストが発生する可能性がある場合)は対象となるか。 デリバティブ等を組み込んでいない伝統的な一般外貨定期預金は、第2号に該当すると考えられる。一方、一般外貨定期預金であっても、その通貨、金額、期間、中途解約時の市場環境等によってはキャンセルコストが生じるケースがあることを踏まえ、預金規定に中途解約損害金等の条項を置いているケースが多いことから、これら一般外貨定期預金が第1号の対象外であることを明確にしたい。	左記の外貨預金が第1号に該当することになれば、顧客から契約締結前交付書面等の交付を要しない旨の意思の表明があった場合であっても外貨預金等書面に係る各条項の適用ができないこととなる。その場合には、特に契約締結時交付書面の記載事項に個別契約に関する事項が多いことなどから、より大規模のシステム開発等が必要となり、実務上の対応が極めて困難となる。
215	銀行法施行規則第14条の11の5	特定預金等契約は、法34条の規定が準用されるが、銀行法自体は海外の支店であっても適用されるため、特定投資家の区分である資本金5億円以上の法人の定義等が準用されると推定されるが、その場合、外貨建ての資本金の額をどのように計算すべきであるか。(契約毎に、その時点の換算相場で判断するのかどうか。)	海外支店の場合、特定投資家、一般投資家の議論は馴染まないのではないか。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
216	銀行法施行規則第14条の11の14第1項第1号	「取引の状況その他の事情から合理的に判断して承諾日における申出者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が3億円以上になると見込まれること」とあるが、合理的な判断とは各行の判断でよいか。また顧客が3億円以上と申告されてもヒアリングやその他の状況から3億円未満と推定される場合はお断りをするが問題ないか。	顧客は純資産額等を業者に説明する義務がないため、業者にとっては限られた情報の中で、顧客が特定投資家の要件に該当するか否かを判断する必要があることから、顧客の特定投資家の申し出をお断りするケースが発生すると見込まれる。
217	銀行法施行規則第14条の11の14第1項第3号	「申出者が最初に特定預金契約を締結した日から起算して1年を経過していること」とあるが、口座開設日から起算して1年という認識でよいか。	特定預金等契約については、当初契約の満期後、特定預金等契約以外の預金契約等に資金を移した後、改めて特定預金等契約により運用を希望される場合もある(=1年間特定預金等契約が継続しているわけでは必ずしもない)ため。
218	銀行法施行規則第14条の11の17、第34条の53の2	(広告類似行為)個別顧客に対する個々の条件が記載された提案書や、インディケーション(価格・気配相場・市場水準等を提示する書面)は該当しないという認識でよいか。	内容明確化のため。
219	銀行法施行規則第14条の11の18	「広告等」にラジオ等音声による方法は含まれないという理解でよいか。	本条で指定される方法で表示することは物理的に不可能であるため。
220	銀行法施行規則第14条の11の18	単に商品名を表示する行為は、「契約の締結の業務の内容について広告等をする」に該当しないという理解でよいか。	具体的な商品内容等を示して顧客を誘引しようとする行為と異なり、消費者に誤認を与えるおそれはないと考えられるため。また、単に商品名を列挙して品揃えを顧客に示す場合にまでリスクに関する事項等を表示することは物理的にも困難なケースが多いと想定されるため。
221	銀行法施行規則第14条の11の18	リスク情報等の掲載場所、同情報の文字を強調する修飾等により顧客が見やすいような工夫を行うことは、「著しく異なる大きさ」かどうかの判断に加味されるという理解でよいか。	リスク情報等を顧客が見落とすことのないようにするには、文字の大きさだけでなく、リスク情報等を見やすい場所に掲載することなどによる工夫も考えられ、スペース等によってはそうした工夫が許容されない限り、実態として広告を行うことが困難なケースもあると史料されるため。
222	銀行法施行規則第14条の11の19	「手数料等」には、金利・為替レート等に内在する銀行収益部分は含まれないという認識でよいか。	顧客が支払うべき対価の定義を確認したい。
223	銀行法施行規則第14条の11の19	施行規則第14条の11の4第2項にかかる預金の為替に伴う費用は、契約そのものに関して発生するものではないが、「顧客が支払うべき対価」に該当するという理解でよいか。また、その表示方法は1標準通貨単位あたりの公示仲値等の差(例:1ドルあたり1円)を示すことでよいか。	外貨預金においては、円貨から外貨に交換して預け入れることが一般的であるが、外貨やT/C等で預け入れることもあり、必ずしも預入払出方法は一律ではないこともあり、いわゆる為替手数料が本条の定義に該当するかどうか、確認しておきたい。また、併せてその表示方法についても確認したい。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
224	銀行法施行規則第14条の11の22第3項	契約締結前交付書面の記載方法の項目のうち、「特に重要なもの」とは、具体的にはどのようなものを指すのか。	内容明確化のため。
225	銀行法施行規則第14条の11の23	法施行以前に口座開設済みの外貨普通預金、外貨貯蓄預金などの流動性預金は、その後の都度の入金時には、契約締結前書面・契約締結時書面の交付は不要という理解でよいか。 同様に法施行以前に預け入れられた外貨定期預金について、預け入れ期日までに法施行日を迎えた場合も契約締結前書面・契約締結時書面の交付は不要という理解でよいか。 また、この解釈は、窓口だけでなくATM、電話、インターネットによる取引時にも適用できるか。	外貨普通預金、外貨貯蓄預金は口座開設時が契約の締結にあたりと考えられるため。外貨定期預金については、預け入れ時または継続時が契約の締結にあたりと考えられるため。
226	銀行法施行規則第14条の11の23、同規則第14条の11の24	1年以内に締結前書面交付済の場合で改めての書面交付不要の場合は、情報提供についても不要との理解でよいか。	契約締結前交付書面の交付が不要になれば、情報提供についても不要と解してよいか確認するもの。
227	銀行法施行規則第14条の11の24	外貨普通預金の場合、口座開設時に外貨預金等書面の交付を行ってれば、1年毎に再交付する必要はないか。(契約の成立時期は口座開設時期か初回入金時か)	都度入金は「契約」と考えないという考え方でよいか。
228	銀行法施行規則第14条の11の24、同第14条の11の28	外貨定期預金の自動継続については、第14条の11の24第1項第3号ならびに同条第3項により、契約締結前交付書面は、初回契約時のみの交付と解釈してよいか。また、契約締結時交付書面についても、第14条の11の28第1項第3号ならびに同条第3項により、初回契約時のみの交付と解釈してよいか。	自動継続定期預金は、1年以内の期間で同一内容の契約を繰り返す。契約締結前書面、契約締結時書面とも当初預入時の交付のみで問題ないか確認するもの。
229	銀行法施行規則第14条の11の24	特定預金等契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一内容の特定預金等契約の「同一内容」とは、何を指すか。 自動継続扱いの場合、期間(休日の関係による預入期間のズレ等)、金額(利息元加による増加等)が、前回契約と異なる場合でも同一と認められると考えてよいか。 外貨定期預金契約を行った後、1年以内に追加で同一口座内における同種通貨の外貨預金契約を行った場合も、同一内容の契約と考えてよいか。 「外貨定期預金」という同一商品の契約であれば、期間、通貨、金額等が異なっても同一内容と判断してよいか。	実務的な対応方法の確認のため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
230	銀行法施行規則第14条の11の24、同第14条の11の28	休日の関係で暦年ベースで預入期間が1年を超えてしまう場合は、1年以内とみなすことができるか。 また、休日営業店舗において、注文は1年以内の日に受付(契約)していても、実際の注文執行日が翌営業日となり1年を超える場合、1年以内とみなすことでよいか。	満期日が休日の場合、翌銀行営業日を満期日とした場合、期間を1年として契約しても、日数が365日を超えることがあり、問題がないか確認するもの。
231	銀行法施行規則第14条の11の24	外貨普通預金、外貨貯蓄預金などの流動性預金における「契約締結」とは口座開設を指し、外貨普通預金、外貨貯蓄預金などの流動性預金の個別の入出金は契約締結には当たらないと解してよいか。また、そうである場合では外貨普通預金、外貨貯蓄預金などの流動性預金の入出金及び外貨貯蓄預金の積立契約(毎月一定の日に一定金額について円普通預金等から外貨貯蓄預金に振替入金する契約)に際しては、契約締結前交付書面および契約締結時交付書面の交付は不要と考えるべきか。 また、この解釈は、窓口だけでなくATM、電話、インターネットによる取引時にも適用できるか。	実務的な対応方法の明確化のため。
232	銀行法施行規則第14条の11の24第1項第3号	契約変更書面に記載されるべき事項(銀行名の変更等)について、変更がある場合、外貨預金の取引がある顧客と契約変更書面での説明・交付および変更契約の締結は必要と考えるべきか。	既存契約者全てについて、改めて個別に変更契約の締結を行うことは実務的に不可能である。
233	銀行法施行規則第14条の11の24、第14条の11の28	契約変更書面の記載事項に該当しない項目(例えば、以下の事項)に関しては、契約内容の大きな変更にあたらないことから、書面交付を要しないと考えるべきか。 ・外貨定期預金の利息受取口座の変更などの変更 ・当初元本に利息を加えて自動継続する場合 ・自動継続の処理方法の変更(元本に利息を加えて継続から利息を指定口座に入金して継続など) ・自動継続から自動解約、非継続への変更またはその逆の場合 ・積立金額の変更、積立日の変更 ・流動性預金である外貨貯蓄預金の積立契約(毎月一定の日に一定金額について円普通預金等から外貨貯蓄預金に振替入金する契約)における積立金額の変更、積立日の変更	実務的な対応方法の確認のため。
234	銀行法施行規則第14条の11の25	顧客が支払うべき手数料がない場合、敢えて「0円」と記載する必要はないとの理解でよいか。	記載事項について確認するもの。
235	銀行法施行規則第14条の11の26	「その他当該商品に関する詳細」(第13号)、「参考となると認められる事項」(第17号)とは、具体的にはどのようなものを指すのか。	記載事項について確認するもの。
236	銀行法施行規則第14条の11の26第1項第4号	当該銀行名を記載することでよいか。	預金の受入れは当該銀行であるため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
237	銀行法施行規則第14条の11の26第1項第5号	預入期間については、例えば「1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年のいずれか」「1日以上1年以内で設定可能」と記載してもよいか。	記載事項について確認するもの。
238	銀行法施行規則第14条の11の26第1項第12号	「当該銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金」とは、銀行が延長する権利を保有しているもののことで、他の延長条件(例えば、金利が一定条件に達すれば自動的に延長される条件)や解約条件が付いた取引については記載不要との理解でよいか。	
239	銀行法施行規則第14条の11の26第1項第13号	外貨定期預金の満期日を替予約については、特定預金等契約の締結と先物為替予約契約の締結が同時に併せて行われないうり該当しない、という理解でよいか。また、特定預金等契約とデリバティブ取引契約等を併せて行うケースが該当し、通貨オプション内在型預金(契約上は特定預金等契約のみ)は該当しない、という理解でよいか。	記載事項について確認するもの。
240	銀行法施行規則第14条の11の26第1項第15号	「顧客が当該銀行に連絡する方法」とあるが、「取扱店まで直接連絡してください」という表現でよいか。	連絡方法の具体的な表現を確認させていただきたいもの。実務上、各営業店毎の電話番号を契約締結時交付書面へ印字・記載することは、システム開発の負荷が高いことから、左記の様な固定文言を記載し、各営業店毎の電話番号は別途提示する対応で問題無いかを確認致したい。
241	銀行法施行規則第14条の11の27	各号記載の事項のうち、現在使用している預金通帳・証書または継続通知書(自動継続の場合)等に記載している事項については、預金通帳・証書等の当該事項記載欄を参照する方法でもよいか。(記載事項が網羅されており、預金者が理解する上での問題がないという前提において、物理的に一体化した書面である必要はない、という理解でよいか。)	左記の方法が不可の場合、対応が困難である。当該書面は個別取引毎に記載内容が異なるため、その作成については大規模なシステム対応等が必要であり、現在使用中の預金通帳・証書等の記載内容を追加する場合でも、同様に大規模なシステム対応等が必要となるため。
242	銀行法施行規則第14条の11の27第1項第4号	満期日に代えて「期間(例えば1ヵ月等)」を表示することでもよいか。	期間を表示している帳票・システム等への影響があるため確認。
243	銀行法施行規則第14条の11の27第1項第11号	「顧客が当該銀行に連絡する方法」とあるが、事業所・営業単位等、当該取引の窓口となっている部署の連絡先に限定されることなく、例えば、代表電話番号やコールセンターの電話番号、あるいはインターネットにおける問い合わせ用HPやメールアドレスなどを記載すれば足りるかと考えてよいか、または「取扱店まで直接連絡してください」という表現でよいか。	連絡方法の具体的な表現を確認させていただきたい。実務上、各営業店毎の電話番号を契約締結時交付書面へ印字・記載することは、システム開発の負荷が高いことから、左記の様な固定文言を記載し、各営業店毎の電話番号は別途提示する対応で問題無いかを確認したい。
244	銀行法施行規則第14条の11の28	契約締結時書面は、契約締結前の書面と記載内容が重複する部分については、契約締結前書面を交付することで包括されているという認識でよいか。	契約締結前の書面と契約締結時書面の記載項目に重複事項が多いため包括で書面を交付してよいか確認するもの。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
245	銀行法施行規則第14条の11の28第1項第3号	契約締結時交付書面への記載事項に係る変更について、税制に関して変更があった場合、契約締結時交付書面または変更に係る事項を記載した書面を交付することが必要と考えるべきか。	税制の変更は、契約締結時交付書面について変更があったものとして対応しないと、「契約締結時交付書面の交付を要しない場合」の対象とならないのか確認するため。
246	銀行法施行規則第14条の11の29	メールオーダーにより、顧客の申込書受入時に、顧客の知識、経験、財産、投資の目的を記載した用紙の内容について確認し、適合性に合致しないケース等においては、しかるべき対応（＝販売をお断りする等）をとることで外貨預金の口座開設は可能か。	メールオーダー等、書類のみの授受により契約の締結が行われる取引の場合の要件を確認するため。
247	銀行法施行規則第17条の3	専ら金融商品取引業を行う銀行子会社以外でも、登録すれば、銀行子会社が金融商品取引業を行うことは可能と解してよいか。	銀行子会社の業務範囲について確認するもの。
248	銀行法施行規則第17条の3第2項第12号八	銀行法施行規則第17条の3第2項第12号八に基づく業務については、同条項にいう民法上の組合契約又は投資事業有限責任組合契約が同号イ又はロに掲げる行為のいずれかをその目的として含む限りにおいては、他の行為を行うことをその目的として含む場合であっても（但し、投資事業有限責任組合契約の場合は、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条に掲げる事業に限る）、かかる条項にいう金融関連業務に該当することを確認したい（例えば、上記のイ又はロの目的の他に、貸付けや金銭債権の取得を目的とした投資事業有限責任組合契約の締結により、他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務を営む会社を子会社にすることができることを確認したい）。なお、この点が明確でない場合には、必要な手当てをお願いしたい。	銀行法施行規則第17条の3第2項第12号八には、「株式会社の発行する社債の取得」を目的とする民法上の組合契約又は投資事業有限責任組合契約の締結による株式会社への事業資金供給業務は明記されているが例えば、「貸付け」や「金銭債権の取得」については明示の記載がない。 しかしながら、銀行法施行規則第17条の3第2項第12号八には、「（イ又はロに）掲げる行為を行うことを目的とする」と記載したうえで、株式の取得と社債の取得を列挙するにとどまり、当該組合が営むことのできる事業がこれらに限られるとは規定されていないため、イまたはロの事業は必要条件ではあっても、これら以外の事業を営むことはできないという意味における限定列挙の規定となっているものとは理解されない。 金融審議会の論点の中にも、「多様な商品・サービスの提供を通じた厚みのある市場の形成」、「市場型間接金融を支える柱となる機関投資家の質の向上」等が挙げられている。銀行子会社が貸付けや金銭債権の取得を目的とした投資事業有限責任組合契約を締結することにより他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給することは、リスクマネーの供給、運用対象の拡大の両面から、わが国市場の活性化に貢献できるものと考えられ、本件の明確化を要望するもの。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
249	銀行法施行規則附則第2条第1項ほか	「～交付を要しない旨の意思の表明があった場合」とは具体的にはどのような場合を指すのか。 例えば、施行日前に約定した外貨預金等が施行日以後に満期を迎え、自動継続により新たな外貨預金等の契約が成立しよう(成立した)とする場合、銀行は「事前に顧客意思の確認を行ったうえで、施行後三月以内に外貨預金等書面を交付しなければならない」のか、単に「施行後三月以内に外貨預金等書面を交付」すればよいのか。	施行日前に締結した自動継続の外貨預金等については、「～交付を要しない旨の意思の表明があった場合とみなす」ことにしなければ、連絡不能等により顧客意思の確認ができなかった場合、銀行が契約に反して自動継続を停止するか、銀行の判断で自動継続を行う、のいずれかの対応しか採れないことから、実務上は対応できない。 現時点で自動継続の外貨預金等契約は大量に存在しており、これらすべての契約について継続日前に顧客意思確認を完了するのは現実的に不可能である(連絡不能の取引先には、当然事前の書面交付もできない。)
250	銀行法施行規則附則第2条第1項、同第2項	施行後3カ月の経過措置が認められる要件のうち「当該顧客から書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る」とあるが、意思表示の確認方法は規定されていないという理解でよいのか。	テレホンバンキング取引においては「口頭」で、インターネットバンキング取引においては「確認ボタン押下」といった、取引チャネルに応じた方法を想定しているため。
251	銀行法施行規則附則第2条第3項	附則第2条第3項に基づき交付する場合も、情報通信の技術を活用した交付が認められるという理解でよいのか。	実務的な対応方法の確認のため。
252	保険業法施行規則第234条の4ほか	保険会社等には保険代理店も含まれることを確認したい。	複数の保険会社商品を取り扱う保険代理店の場合、「特定投資家が特定投資家以外の顧客ともなされる場合の期限日」を保険会社毎に設定することは、顧客の混乱を招く可能性が高いため。
253	保険業法施行規則第234条の5ほか	特定投資家に交付する書面は保険代理店が作成することができる旨を確認したい。	複数の保険会社商品を取り扱う保険代理店の場合、「特定投資家が特定投資家以外の顧客ともなされる場合の期限日」を保険会社毎に設定することは、顧客の混乱を招く可能性が高いため。
254	保険業法施行規則第234条の5、第234条の9第2項第1号	「期限日後に行われるものであっても、申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う」と規定される「法令の規定又は契約の定めに基づいて行われる行為」とは、例えば既に契約している特定保険契約等の内容の一部の変更を内容とする特定保険契約等を締結する行為が含まれるか確認したい。	定義の明確化のため。
255	保険業法施行規則第234条の17	当該手数料等の合計額又はその計算方法を表示することができない場合とは保険会社の一般勘定と考えてよいのか。	対象範囲の明確化のため。
256	保険業法施行規則第234条の21	契約締結前書面の交付を要しない場合に、既契約の「増額」、「積立金の移転(スイッチング)」が含まれることを確認したい。	取扱いの明確化のため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
257	保険業法施行規則第234条の21	「契約変更書面」は、準用金商法第37条の3第1項各号に掲げる事項を変更する場合には、交付することを求められるのか。 本条項は、「契約変更書面」を交付している場合には契約締結前交付書類の交付を要しないことを定めるものであり、契約内容を変更する場合に契約変更書面の交付が義務付けているものではないことを確認したい。	実務的な対応方法の確認のため。
258	保険業法施行規則第234条の24第1項	契約成立後遅滞なく必要事項がすべて記載されている保険証券を交付する場合には、契約締結時交付書面の交付は不要と解してよいか。	実務的な対応方法の確認のため。
259	保険業法施行規則第234条の25	既に締結している特定保険契約等の「内容の一部の変更」には、「増額」も含まれるという認識でよいか。	増額に関する取扱いの明確化のため。
260	保険業法施行規則第234条の26第1項第3号	「契約締結前交付書面又は『契約変更書面』の交付に際し、顧客に対して、(中略)顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと」が禁止行為とされている。ここで、「契約変更」に該当する行為として、契約時に顧客が指定した特別勘定の積立金を、契約締結後に他の特別勘定に移転する「積立金の移転(スイッチング)」も含まれるとの理解でよいか。	特別勘定のスイッチングに係る法的位置付けについて確認するもの。
261	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -2-3-1(1)	「顧客カード」は、カードの記載事項を充足していれば、他の代替手段(電子媒体等)であっても問題ないとの理解でよいか。	金融先物取引法対応時はかかる対応であったため、確認するもの。
262	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -2-3-3(1)	セミナー等を開催して、一般顧客等に金融商品取引契約の締結の勧誘を行う場合における「勧誘する目的がある旨を明確に表示」とは、「このセミナーを通じて、金融商品の勧誘を行う可能性があります」といった記載内容でよいか。	「明確に表示」の具体的内容について確認するため。
263	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3	帳簿書類に関して、「業府令第164条及び第188条に規定する名称と異なる名称を用いることが出来る」と規定されているが、これに「第191条第1項第3号イ」の金融商品仲介補助簿(現行、証券仲介補助簿)も加えて頂きたい。若しくは名称変更には猶予期間を設けて頂きたい(速やかに変更するが、システム対応が間に合わない場合は、法施行後もシステム対応期間中は現状のままでも許容される旨)。	「第191条第1項第3号イ」の帳簿の名称表示変更は、それ自体が内容や項目を変更するものではない。よって、現状のままでも実質的な影響はない。または、法施行後速やかに変更するが、施行後でもシステム対応期間中は現状のままとすることで影響はないものと考え。名称の表示変更には相応のシステム対応期間を要するため、措置が必要。
264	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3(2)	「帳簿書類の作成後3年を経過し、かつ、この間に検査部局により帳簿書類の検査が行われている場合には、一般に妥当と認められている作成基準により作成したマイクロフィルムをもって保存することができるものとする。」とあるが、これは施行日以降作成の帳簿書類に適用(過去分は対象外)と考えてよいか。	帳票作成方法(作成期間)に関して記載内容の認識でよいか確認したいため。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
265	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3(6)	MO/CD-ROMを想定した規定のように思われるが、サーバーの場合はどうか、具体的にご提示いただきたい。	システム開発に大きな影響があるため、確認させていただきたい。
266	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3 店頭デリバティブ取引に係る業務の適切性	-3-3-2-(3) 店頭金融先物取引業者が取引時に表示した数値等の提示に関して 業府令第130条第21号は法第40条第2項における最良執行方針等の対象取引に関する規定と理解している。また金商法施行令第16条の6において、デリバティブ取引は最良執行方針の対象外としており、かつ店頭金融先物取引は店頭デリバティブ取引に含まれると認識している。従って店頭金融先物取引に関しては、業府令第130条の対象外となるのではないかと。 仮に業府令第130条の対象に店頭金融先物取引が含まれると仮定した場合でも、金融商品・金融指標・オプションの価格について「各取引日ごとの始値・高値・安値・終値の提示によることが出来る」とされているが、金融商品等は複雑な金融工学に基づき計算され、また締結時点での市場実勢により価格決定されるものであり、始値・高値等は保存も含めて困難である場合が多い。従って、締結日時点の市場実勢相場に基づき、顧客からの要請があった場合には、価格決定等について合理的に説明出来る態勢としていることで問題ないか。	価格提示について、実務上対応不可能な規定と思われる部分があるため。
267	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3 店頭デリバティブ取引に係る業務の適切性	-3-3-2-(3) 両建て取引に関しては、顧客からの意思表示等があった場合に、通常の販売・勧誘における説明よりも慎重に商品・リスク等を説明する態勢・手続を規定し、その説明状況に係る記録を行うことで問題ないか。	実務的な対応方法の確認のため。
268	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3 店頭デリバティブ取引に係る業務の適切性	-3-3-2-(4) の「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」に含まれる「金融商品等の価格等の決定方法に関する事項」については、現行の金融先物取引法において店頭金融先物取引に関して求められる価格決定方法の記載（「価格算出時点におけるスポット為替レート及び取引期間と取引通貨に応じたボラティリティ、金利を参照し一定の算式で計算した値に、取引に係る収益・費用を加えて決定する」等）と同様の内容でよいか。	価格決定方法の提示について、実務上可能な対応であることを確認するため。
269	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3 店頭デリバティブ取引に係る業務の適切性	-3-3-2-(6) の顧客からの招請状況等の把握については、顧客訪問時の面談内容等を適時書面記録し、当該書面を保管する手続を定めることで問題ないという理解でよいか。	実務的な対応方法の確認のため。
270	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3-2(3)	スワップポイントとは、「通貨間の金利差調整額」とのことであるが、そのような調整額がある取引についてのみ該当する概念であると考えてよいか。	定義について確認するもの。

番号	該当政省令名・条文番号	確認事項	理由等
271	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 -3-3-2(4)	「デリバティブ取引に関する主要な用語及びその他基礎的な事項」に「金融商品等の価格等の決定方法に関する事項」が含まれるとのことだが、理論的な計算式等の記載が必要か。価格決定に与える要因の列挙等で十分ではないのか。	実務的な対応方法の確認のため。
272	その他 (金融商品取引法第37条の2)	投資信託の銀行窓販業務における買取の場合も「顧客から有価証券の売買に関する注文を受けたとき」にあたるのか。	投資信託の銀行窓販業務において、解約と買取では銀行の立場が異なり、買取の場合は銀行が顧客から直接買い取る行為であり「顧客から有価証券の売買に関する注文を受けたとき」にあたるようにも思われるため確認したい。
273	その他 (金融商品取引法第37条の2)	例えば、店頭デリバティブ取引は、通常、受注と契約締結が同時であるが、その場合、契約締結前書面に、取引態様を記載することで「注文を受けたとき、あらかじめ」と解してよいか。	文言通り、「注文を受けたとき、あらかじめ」とすると、店頭デリバティブ取引のような市場性の取引に不都合が生じるため。
274	その他 (金融商品取引法第166条第1項)	旧法では有価証券関連のデリバティブ取引のみが、対象であったが、今回は「デリバティブ取引」となっており、以下の扱いについて確認致したい。 1. ここで定められているデリバティブ取引では、「当該上場会社等の特定有価証券等」に係るものに限定されること(有価証券関連デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引)に限定されること。 2. 1を前提に、クレジットデリバティブ取引について、以下の扱いを確認致したい。 非上場会社の債務を参照資産とするは対象外であること。 ローンのみを参照資産とするものは対象外であること。 通常のCDSでは、参照体に係るクレジットイベントをトリガーに、現物(通常、Bond or Loan)若しくは資金決済がなされることが一般的である。この場合、重要情報の扱いは社債と同様と考えてよいか。	1. 政令等においても扱いが不明瞭であるので、デリバティブの範囲がクレジットデリバティブであることを明確化頂きたい。 2. クレジットデリバティブの性質を考慮すると ~ が相当と考えられること。
275	その他 (金融商品取引法附則第147条、第148条、信託業法第71条第3項)	金融商品取引業に移行する信託契約締結の代理・媒介(現信託契約代理業)は信託業法の規制から外れるという認識でよいか。 また、取扱業務を信託契約代理業務から除外するための信託業法上の手続き(業務方法書等)の変更は必要となるか。	信託業法第71条に規定される届出事項の変更は、発生日から2週間以内に内閣総理大臣(関東財務局)宛に届出が必要であり、届出の要否を確認したいため。